

〈論文〉

スチュアート『経済学原理』における貨幣と市場

——イギリス初期経済思想と貨幣学説(2)——

小池田 富男

はじめに

ロック、ラウンズ、バーボンからハリス、スチュアート、ヒュームにいたる貨幣的な経済分析 (monetary analysis) も、周知のように、18世紀の最後の二、三十年の間にしだいにその勢力を失い、19世紀を代表する古典派経済学のいわゆる実物的分析 (real analysis) に取って替わられることになっていった¹⁾。その歴史的背景には、いうまでもなく、イギリス国民経済が外国貿易の動向に、それゆえ貿易収支や貴金属の流出入に従属的に左右されていた近世いらいの「世界商業」の段階から、しだいに世界市場を自律的に編成してゆくまでに国内産業（蓄積基軸）を形成し、資本主義のあらたな段階へと移行しつつあったことをみなければならない。ハリスやヒュームの自由貿易論、およびスチュアートの貨幣的経済理論は、いちはやくこうした時代の新しい潮流を感じとり、形式的には外国貿易や貴金属貨幣を中心とした従来の重商主義諸学説

の方法に拘りながらも、内容的にはむしろ国内市场を重視し、勤労大衆のアーツ (arts) とインダストリ (industry) に近代社会の発展の基礎をおいていた点では、たしかに過渡的な経済学説であったといえよう。

ところで、こうした産業資本の自律的な蓄積機構にあっても、外国貿易はやはり国内市场を補完し蓄積を促進する重要な市場であり、19世紀にかけてイギリスがしだいに原料と食糧の輸入と工業製品の輸出とを海外に依存するあらたな貿易構造を形成していったことは、周知のとおりである。ただこうした先進国型の貿易構造においては、好況期に必然的な貿易収支の逆調は貴金属の対外流失をともなうために、本位貨幣としての貴金属鑄貨の流通にもとづく近世いらいの貨幣システムでは、制度的にさまざまな制約をまぬがれなくなっていた。ジェームズ・スチュアートの『経済学原理』 (An Inquiry into the Principles of Political Economy: being an Essay on the Science of Domestic Policy in Free Nations, 1767) ——以下『原理』と省略——第3編「貨幣と鑄貨」と第4編「信用と負債」における貨幣・信用論、すなわちスチュアートのいう「流通の理論」 (doctrine of circulation) こそ、産業的に成長し発展をとげたそれぞれの国民経済が貨幣供給の不足に悩んでいたことをうけて、こうしたヨーロッパ各国の要望にこたえようとして展開されたものであった。

これまで、スチュアート『原理』の「象徴貨幣」と私的信用を中心にした「流通の理論」は、一方で前近代的なペーパー・マネー・マーカン

1) ハリス、ヴァンダーリント、ヒュームの自由貿易論、およびジェームズ・スチュアートの『経済学原理』の学史的な系譜と位置づけについては、すでに小林昇教授による詳細な研究 (小林昇経済学史著作集、III～V、未来社、1976) があり、参照されなければならない。そこでは、一方におけるハリスやヒュームの貨幣数量説と正金配分の自動調節理論にもとづく保護主義への批判と、他方におけるスチュアートの需要供給論にもとづく数量説批判とをいわば批判的に統合したものとして、アダム・スミスの『国富論』が位置づけられているといってよい。そして、スチュアートの貨幣理論の内容が、ほとんど明示されることなくスミスに継承されていることが指摘されながらも、『国富論』の自然価格論を基準にするこれまでの評価に依拠しているために、けっきょくはその近代性についての積極的な評価はなされなかった。

ティリズムと位置づけられ、また他方で現代のケインズにつうづる「フィスカル・ポリシーの原思想」と評価されてきた。たしかに、基本的には貿易差額説のうえにたち、経済成長の直接の原動力として《富者の奢侈的消費》を第一にあげるかぎりでは、スチュアート『原理』第1、2編の構成は、ハリスやヒュームの著作よりもはるかに重商主義諸学説の影響を色濃くのこしているといってよい。しかしながら、第3編をはじめ、イギリスに帰国後に執筆したとつたえられる第4、5編のスチュアート貨幣・信用論においては、流通する铸貨の貴金属重量に価格標準を設定する当時の貨幣システムの諸問題について詳細に理論的、制度的な検討をくわえ、その具体的な改革案として、あくまで金属貨幣を補完する「紙券」(paper)ないし「象徴貨幣」(symbolical money)の流通する信用システムを提起したことは、19世紀以降の現実の通貨改革を理論的に先取りしたものとして高く評価されなければならない²⁾。

貴金属铸貨についての学説史的な検討にさいしては、これまで一般に、古典派の《理論的金属説》の流れをくむマルクスの『経済学批判』での貨幣金属（商品）説が、一つの評価の基準にされてきた。しかしそこでは、スチュアートを「価格の度量標準としてまた計算貨幣としてあらわれる貨幣の現象に、もっぱら執着している」ときめつけ、あたかも貨幣の法定の計算名にすぎない《価格標準》の問題のみに終始した

2) 1745年の「ジャコバイトの乱」に加担して大陸へ亡命していたスチュアートは、そのヨーロッパ滞在中に当時のヨーロッパの政治経済問題への関心をたかめたといわれる。ドイツのチュービンゲンで1755年頃から『原理』の執筆を開始し、その第1、2編をほぼ1758年までに仕上げ、ドイツ铸貨史の研究をふまえて60年には第3編を書き上げたと推測されている。1762年に許されて帰国したあと、アントワープに滞在中のアムステルダム銀行の研究と、帰国後のスコットランドの銀行制度の分析とともに、1766年までに第4、5編を執筆した。たしかに『原理』第1、2編は、モンテスキューやミラボーらのフランス啓蒙主義のみならず、いまだ重商主義段階のドイツのカ梅ラリズムの影響を強く受けたものといえる。しかし、1760年代の通貨政策をめぐるハリスやヒュームとの時事論争的性格の強い第3、4編の貨幣信用論については、イギリスに帰国後、1767年の出版までにかなりの加筆訂正がなされたとしても不自然ではなかろう。

ものとして、きわめて過小に扱われているといってよい³⁾。しかしながら、スチュアート『原理』の第3編「貨幣と铸貨」を詳細に検討するならば、むしろスチュアートこそ、観念的度量標準（計算貨幣）とともに等価物（商品）としての二面性をもった近代初頭の貨幣（铸貨）にそくして、現実に流通する铸貨の貴金属重量に《価格標準》が、すなわち《固定平価》の安定性が依存していた18世紀当時の貨幣システムの実情をふまえた分析をおこなっていたことがあきらかにされなければならない。

むしろ古典派経済学こそ、こうした当時の《固定平価》をささえていた貨幣（铸貨）制度が当面していた現実的諸問題についてはこれを一切回避し、一方では《労働価値論》のなかで貨幣をたんなる普通の一商品に解消するとともに、他方ではリカードのように安易に機械的数量説に依存していったのではなかろうか。そこでわれわれは、スチュアートの貨幣論をこれまでのようにたんなるペーパー・マネー・マーカリティリズムと解するのではなく、《開放体系》としての資本主義のあらたな発展段階に対応した貴金属本位制度の改革についてはじめて体系的に論じたものとしてこれを高く評価し、シュンペータのいわゆる「実際的金属説」に位置するものとしては、古典派－マルクスの「理論的金属学説」とともに、クナップの「貨幣国定説」（表券学説）をも超える、きわめて現代的な内容を

3) マルクスは『経済学批判』において、「貨幣の観念的度量単位説は、サー・ジェームズ・スチュアートにおいて、かれの後繼者ら……が、ひとつの新しい言いまわしも、ひとつ新しい例もみいだせなかったほど、完全に展開されている」と評価しながらも、もっぱら労働価値説の視点から、スチュアートが「価値の尺度と価格の度量標準との混同」したことを批判したにとどまった。(Karl Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, 1859, ss. 78–80, Dietz Ver., 1968.武田・遠藤・大内・加藤訳、岩波文庫、96–98頁) しかしながら、本位貨幣（法貨）としての貴金属铸貨の流通に依存するような18世紀当時の通貨制度のもとでは、《固定平価》を安定的に維持するために、通貨の金属重量と《価格標準》とのかかわりについての原理的规定こそが、解決されるべき課題だったのである。このことは、国民経済的に組織化された19世紀中葉の資本主義を背景に、铸貨をもっぱら《貨幣の象徴化》の問題として扱ったマルクスと、铸貨を「等価物」（商品貨幣）として扱わざるをえなかったスチュアートとの違いにみることができよう。

もつものであることを明らかにしていこう。

I スチュアート貨幣論の歴史的位相

[1] 鑄貨論争の新展開

近代初頭の西ヨーロッパ諸国の貴金属(鑄貨)本位制度は、「世界貨幣」(money of the world)としての貴金属の流通をかいする世界市場的な連関に、それまでの各國の通貨制度が受動的に対応し一体化していくなかで、いわばコンヴェンショナルに成立したものであった。ここにわれわれは、商品貨幣としての近代貨幣の起源をもとめなければならなかった⁴⁾。具体的には、それまで商品として不斷に変動していた特定の貴金属の価格を鑄造価格(mint price)に固定するような、《固定平価》といわゆる《自由鑄造制》が制度化されることをつうじて、為替相場の公定レートが一定量の貴金属の各國での鑄造価格の比率として定まっていたのである。それゆえ、もし同一名称の鑄貨の貴金属重量に変更があれば、貨幣による諸商品の価値尺度にさいして、当然のことながら、価値尺度の単位としての価格標準の変更を伴うことになるであろう。

こうして近代初頭のヨーロッパ諸国においては、価格標準と為替の公定レートの維持は、ひとえに国内に流通する貴金属鑄貨の実際の金属

4) 個数で取引されて一般的に計算貨幣として機能していた象徴的な通貨とは別に、かなり古くから、計算貨幣として機能することなく、もっぱら現在の余剰を将来の支出のために蓄える手段として利用されていた貴金属鑄貨が存在したこととも知られている。例えば、1663年のギニー金貨以前に流通していたソブリン金貨なども、その価格(銀価格)を変動させながらも人々に広く受け入れられていたものとして、それらに類するものといってよい。しかしそれらは、たしかに鑄貨の姿をとっているとはいっても、計算貨幣としての機能をはたすことのないたんなる奢侈品(商品)として蓄蔵手段の役割をはたしていたにすぎず、それらを近代貨幣の歴史的起源とするのは妥当ではなかろう。のちに詳しくみると、スチュアートが「貨幣」をもっぱら計算貨幣として理解し、「等価物」としての鑄貨と区別しなければならないとしたのも、こうした具体的な事例をふまえたものといってよい。こうして、貨幣制度の近代化の第一段階は、貴金属鑄貨がたんなる「等価物」(価値保有財)にとどまらずに計算貨幣(不変の価値尺度)としても機能するようになり、いわゆる《固定平価》が制度化されていく過程であった。ここに、価格標準の安定化をめぐって、すでにみたロックーラウンズ論争をはじめ、ハリスおよびスチュアートを悩ませたいくつかの問題が発生したのである。

重量に依存していたわけであるから、個貨ごとの重量のバラツキを最小限におさえるだけの鑄造技術や、その流通にともなう明らかな目減り、そして何より故意におこなわれる鑄貨の削り取りをふせぐことが要請されていた。すでにみた1690年代のロックとラウンズとの鑄貨論争は、当面とるべき政策をめぐっては《重鑄論》と《軽鑄論》とにわかれて対立したとはいえ、ともに貨幣金属説のうえにたって、本位金属である銀の市場価格の鑄造価格からの乖離という異常な事態を開き、価格標準の安定をはかろうとしたかぎりでは同一の地平にたっていたのであった。

しかしながら、こうした実際に流通する鑄貨の金属重量を価格標準の基準にするような貨幣システムには、すでに前稿で指摘したような多くの欠点があり、国民経済が自立的展開をとげるようになった18世紀の中葉には、何よりそうした《鑄貨》本位制による制約からの解放こそが、通貨政策の当面の課題になっていた。ここにわれわれは、ジェームズ・スチュアートの貨幣的経済理論に固有の歴史的背景をみなければならない。すなわち、いまだロックーラウンズ論争が背景としていた世界市場への受動的な対応の段階から、しだいに国民経済が自立的展開をとげるようになったちょうどその過渡期において、貨幣システムを介する世界市場と国民経済との相互関連をどうつけるかの違いにそくして、スチュアートとハリス、ヒュームの論争を展望しなければならない。

ところで、1560年にそれまで悪化していた標準銀(stnadard)の品位は111対9の重量の純銀と銅の比率に戻され、そして1601年には、1重量ポンドの地金(ポンド・トロイ)から鑄造されるペニー貨は744個に定められた。イギリス貨幣史上のエポックともいべきこのエリザベスの「大改鑄」の意義は、中世以来しだいに進行していった《貨幣の商品化》という歴史的文脈のなかで、はじめて理解することができよう。ここに鑄貨は、もはや《個数》ではなく、本位金属たる銀の《重量》において「計算貨幣」と

しての機能をはたすようになり、それにともない銀地金の価格も、イギリス国内ではつねに1重量ポンドあたり62シリング=744ペニスという公定相場に固定されることになったのである。⁵⁾

しかしこれは、たんに造幣局による地金買入れ価格としての《铸造価格》を、かりに铸造税がないとして、標準銀の銀地金1オンスあたり62シリングの12分の1、すなわち5シリング2ペニスと定めているだけにすぎない。これによつて、たしかに地金の市場価格は、造幣局に持ち込めばつねに最低でも1オンスあたり5シリング2ペニスを保証されることになるであろう。しかし、もし地金価格がそれ以上に騰貴した場合には、何らそれを妨げるだけの有効な規制が働くかないところに、制度的な問題を残していた。事実、当時のイギリスでは、たびたび地金の市場価格が铸造価格以上に上昇することによって铸造要請が途絶え、貨幣供給量が確保し得なくなる事態に見舞われていた。その結果、すでに流通している铸貨についてもすぐさま溶

5) フェヴァーをはじめとする多くの研究があるように、イングランドにおけるポンド(pound)の歴史は、すでに8世紀の初頭の頃からさまざまな意匠をほどこされて铸造された、「ペニー」とよばれる小さな銀貨にはじまるとされる。それはサクソンのあらゆる王国にひろがり、個数で支払いと受取がなされて、その240個がつねにポンドとよばれていたのであった。すなわちこれらの中世のポンドは、金属の価値からほとんど独立した計算単位であり、債権・債務関係がさまざまな純度と重量の貨幣の個数計算によって決済されていたことが知られている。そのため、铸造価格といつてもほとんど意味のない形式的なものとなり、造幣局がしばしばその機能を果さなかつたではなく、財政に窮した歴代の諸王による公式、非公式の改鑄をつうじて貨幣標準がたびたび変更されたという。とはいへ、一方では、ノルマンとイングランドの諸王がイングランドの商人たちに見守られて、つめに「イングランド古来の正しい標準」に復帰することにこころがけてきたこともある、比較的に純度の安定していたペニー貨は、12世紀頃にはすでに「スタークリング」(sterling)とよばれて大陸でも高く評価され、世界の各地で通商用の銀として用いられていたとされる。こうしてイングランドにおいては、価格の度量単位としてのポンド・スタークリングが、近世から近代初頭にかけての世界商業の飛躍的な発展のなかで、しだいに一定重量の銀の貨幣名称としての社会的な属性をあたえられていったのであった。それゆえ貴金属铸貨は、しだいにたんなる価値の標準尺度(standard measure)としてのみならず、あらたに等価物(equivalent)としても機能するようになつていったのである。(A.E.Feavearyear, E.V.Morgan, *The Pound Sterling:A History of English Money*, Oxford U.P., 1963.一ノ瀬・川合・中島訳、新評論、1984。)

解されてしまい、イギリスの国内通貨はしばしば枯渇して貨幣の不足に見舞われたのである。

いうまでもなく、法律によって铸貨の輸出入や溶解が規制されることなく自由であるかぎりにおいては、そもそもこうした《地金価格の铸造価格からの乖離》というような事態は生じうるはずはない。しかしそのためには何よりも、国内に内外商業の拡大に対応しうるだけの十分な量の銀ストックが確保されなければなるまい。イギリスでは、金銀地金および外国铸貨の輸出がようやく許可されたのは1663年であり、その後も引き続いてイギリス铸貨の輸出や民間での溶解は禁止されたままであった。こうして十分な量の銀ストックの裏付けをもちえなかつたポンド・スタークリングは、スチュアートのいうように、けっして法律によって固定されることなく、もっぱら「流通している貨幣の平均価値」によって規制されることとなり、結局は「地金の市場価格」によって左右されざるをえなかつたのである⁶⁾。

こうしてポンドは、実際には、造幣局の標準とは別個の価格単位だったわけである。当時かなり一般的にみられた铸貨の削り取りや粗悪な私造铸貨の流通こそ、何よりもこうした地金価格の铸造価格以上への騰貴に起因するものであったといえよう。これらは、とりもなおさず、当時のイギリスのような「貨幣単位が全面的に铸貨に固着」している、貴金属《铸貨》本位制そのものの免れ得ない限界を示すものといってよい。そもそも、こうした金属《铸貨》本位制のもとで《固定平価》が完全に維持されるためには、まず、①造幣局が铸造手数料(铸造税)をとらずに、正確な純度と重量をそなえた铸貨を地金の持ち込みと交換に発行することが必要であろう。また、②铸貨の盗削を取り締まり、摩滅したものについては、それを定期的に取り

6) 「貨幣単位が全面的に铸貨に固着されている国では、その現実の価値はその铸貨の法定標準にしたがうではなくて、債務が支払われる通貨の現実の価値の平均にしたがう。」(Steuart, *Principles*, vol.II, p.332.) なお、『原理』第3、4編の訳文については、竹本洋教授による翻訳(大阪経大論集、第183号～)の一部を参照させていただいた。

替えるてだてが講じられていなければなるまい。しかし何よりも、③本位金属の完全に自由な取引（溶解や輸出）の保証によって地金価格の鑄造価格からの乖離が阻止されなければならない。さらには、④複本位制下においては、あらたに金銀の市場比価の変動にともなう影響が克服されなければならなかつた。

1690年代の改鑄論争におけるロックの《重鑄論》は、これらの幾つかの理由のうち、とりわけ削損鑄貨の流通にともなうポンドの価格標準と地金の市場価格からの乖離という事態をふまえて、銀貨の改鑄によって旧標準の回復をはかるとするものであった。これは直接には、ポンドの標準を不变に守るべきだとするイングランド古来の慣習や理念にそくしたものであり、またロックが述べているように債権者とりわけ公債所有者の利益の擁護するという政策目標によるものであるとはいえ、基本的には、世界市場との積極的なかかわりのなかでポンドの威信を維持し、その価値の安定をはかることが何より要請されたからにほかならなかつた。この鑄貨をめぐる論争は18世紀の後半に、今度はハスリとスチュアートのあいだでほぼ同じ内容で繰り返されることになったが、しかしこの時期はちょうどニュートンの改革後の金銀複本位制から金本位制への移行期にあり、何よりもイギリス国民経済が世界市場を自律的に編成してゆくだけの産業基軸として成長するなど、その歴史的、経済的な背景はロックーラウンズ論争の段階とは全く異なっていた。

[2] ニュートン以降のイギリス通貨事情

すでに前稿でみたように、ロックの提言をうけた1696年からの改鑄政策の「失敗」によって、あらたに鑄造された完全重量の銀貨は造幣局をでるやいなや消失てしまい、結局はロックの意図した《旧標準への復帰》も実現できず、またイギリスの鑄貨の不足を解消することにもならなかつた⁷⁾。もっとも、この「鑄貨の不足と信

用収縮の結果」としての「急激なデフレーション」からは、1698年末にはほぼ回復したといわれるが、そのなかで流通の必要は、金貨の需要と使用の習慣とを着実に拡大していった。

ところで、チャールズ2世によってギニー金貨が発行された1668年いらい、12分の11の純度をもつ1ポンド・トロイの標準金は、鑄造にさいして44.5ギニーに定められていた。そこでイギリスにおける金と銀の公定比価は1対14.485となり、ほぼ1対15といわれた市場の実勢よりも銀に割高に設定されていたことになる。しかし当時は、額面1ポンド(20シリング)のギニー金貨は、いまだそのときどきの相場で評価されて取引きされており、市場では銀貨に換算して21シリング以上に相当するものとして支払いにもちいられていた。こうして、ギニーがときには30シリングに近い水準にまで高騰し、金(鑄貨)がしばしば国際相場より高く評価されたことから、イギリスでは18世紀初めに再び銀貨が姿を消すことになり、その不足に見舞われたのであった⁸⁾。

こうしたなか、1699年に造幣局長官に任せられたアイザック・ニュートンは、当時の銀貨の不足の原因が、何よりもギニー金貨が市場で21シリング6ペンスで支払いにもちいられていることにあるとして、ギニーの市場価格の引き下げを提言したのであった。これをうけて1717年12月22日には、「1ギニー金貨を、何人といえども、21シリング以上の価格で支払ったり受け取ったりしてはならぬ」との布告がだされ、このあらたな1対15.21の公定比価で金貨および銀貨の自由鑄造が認められることとなった。こうして、両者はともに無制限に通用する法貨として認められ、ここにイギリスにおいて金銀複本位制がはじめて法制化されることになったのである。しかしその結果、今度は公定比価からの

8) ホートレイは、ギニー金貨のプレミアムが高騰した理由の一つとして、市場に流通していた銀鑄貨が不完全であったことをあげ、このプレミアムが1696年からの銀貨の改鑄後においてもいぜん発生していたことを指摘している。(R. G. Hawtrey, *The Gold Standard in Theory and Practice*, 1927, pp.60-61.)

7) Fearnleyear, Pound Sterling, pp. 142-145.前掲訳、159-163頁。

市場比価の乖離にともなうあらたな問題に悩まされることになった。

この1対15.21というイギリスの公定比価は、まだフランスやオランダおよびアジア諸国に比して相対的に金に高いものであったから、当然のことながらイギリス国内で今度は銀の地金価格が上昇し、金銀の市場比価は1対14.5になっていたといわれる。こうして18世紀半ばには、イギリスで銀貨の鋳造要請がほとんど途絶えて市場から消失し、しだいに金貨が一般的にももちいられるようになって、実質的には複本位制が有名無実化してしだいに金本位制に移行していったのである⁹⁾。その後、1770年頃からはヨーロッパ大陸で金価格が上昇しはじめ、イギリスはこんどは金の流出と金貨の削り取りに見舞われたため、1773年に一定限度以下の軽貨の受取の拒否を金貨についても適用することになり、74年には「金貨再鋳造令」を発布するなどして金鋳貨本位制の定着をはかった。

スチュアート『原理』第3編の貨幣理論は、こうした「ニュートンの改革」以降のイギリス通貨事情を背景に、さしあたりジョセフ・ハリスの貨幣論への批判を課題にして展開されたものである。周知のように、ハリスはその著書『貨幣・鋳貨論』(J. Harris, An Essay upon Money and Coins, 2 parts, 1757–1758)において、基本的にはロックの所説を継承しながら、独自に銀單本位制への復帰と、ギニー金貨の価格引き下げをつうづる銀貨の標準の維持とを主張したのであった。ハリスはあくまでこうした銀本位制に固執する根拠として、当時のヨーロッパ諸国のは

9) クラッパムはギニー金貨の流通の定着について、その引金になったのはブラジルでの金の増産による相対価格の低下にあるとして、次のように指摘した。「21シリングではギニー貨がいさかか過大に評価され、金の増産についていっそう過大に評価されることになったために、その決定は、銀貨——名目的に本位貨であった——を名目貨幣の地位に徐々に下落させた。はやくも1730年に、造幣局長官が書き記しているように、『イングランドにおけるすべての支払いのうち、8、9割あるいはそれ以上がいまや金でなされている』。(J. Clapham, The Bank of England, 1944, vol. I, pp.131.英國金融史研究会訳、I、148—149。) またラフリンによれば、1760年までに金の価格は下落して、比価は1対4.14にまで下がったという。(J. L. Laughlin, A New Exposition of Money Credit and Prices, vol.1, p.153.)

とんどが銀本位であったことや、イギリス国内での商業における銀貨の流通の伝統、そしてとりわけ賃金を銀貨で支払っていた大衆の支持とをあげている¹⁰⁾。たしかに、もともと《計算貨幣》として流通していたものがあらたに《等価物》として商品化するなかで成立した近代の貴金属本位制度は、中世いらいのヨーロッパの局地的商業（通貨圏）が世界市場に一体化していく過程で自生的に生まれた貨幣秩序であるかぎり、こうしたハリスの銀鋳貨本位へのこだわりと価格標準（固定平価）の維持の主張は、それなりの歴史的背景と現実的根拠をもったものといわなければなるまい。

「ニュートンの改革」によって金銀複本位制が法定された後の貨幣制度の混乱は、たしかにハリスなどが指摘するように、《公定比価からの市場比価の乖離》という、複本位制そのものがまぬがれえない限界を示すものといわなければなるまい。1717年以前にギニー金貨が公定の20シリングをこえて上昇し、たえずその相場を変動させていたのも、何より市場そのものが単本位を志向するような本性をもっているからにほかならない。そして1717年以降のように、いかに金銀両鋳貨の公定での交換比率を強制しても、地金価格での市場比価がそれから乖離することによって、地金価格の相対的に上昇した鋳貨の削り取りや市場からの消失に見舞われるだけであり、必要な貨幣供給量を維持することが困難になるのも蓋し当然といえよう。その限りでは、ロックに依拠して単本位制を主張したハリスの貨幣認識は、ニュートン以後みられた両金属の市場比価の変動にともなう通貨制度の混乱の原因を正しくふまえていたのである¹¹⁾。

10) 「この国の膨大な国内商業ないし国内取引は、主として銀によって……いとなまれている。あらゆる種類の労働者、手工業者、製造業者は、その日賃金を銀で支払われている。彼らの受け取るものが彼らの標準であるということは明々白々であって、労働はいっさいの富の基礎なのであるから、その価格の支払いにひろく用いられるところのものは、……国民の眞の標準であるであろう。」(Harris, An Essay upon Money and Coins, p.91., 小林昇訳『貨幣・鋳貨論』、東京大学出版、240頁。)

11) ハリスは、必ずしもロックのように、価格標準の安定をはかることと、「イングランド古来の正しい標準」へ復帰

しかしながら、「ニュートンの通貨改革」以降のイギリス貨幣史における銀本位から金本位への事実上の移行は、決して人々の金への嗜好によるものでも、またたんなる時代の趨勢というようなものでもなかった。価格標準をあくまで鑄貨に含まれる貴金属重量に固定しようとするような、近世以来の《鑄貨》本位制度そのものの欠陥がしだいにあきらかになり、それを克服するような新たな通貨システムへの途が、スチュアート貨幣・信用論をはじめとして、しだいに模索されていったのである。

すでに指摘したような商品経済の拡大深化にともない、必要な貨幣供給量の確保にきいて貴金属と鑄貨の自由な取引に制限を加えたことは、鑄造価格からの地金価格の乖離を引き起こして、結局は価格標準の動搖をきたさざるをえなかった。そこで、一方でさまざまな呼称の諸通貨との対外的な交換比率を安定的に維持しながら、他方で市場が必要とする通貨の確保を容易にするためには、信用通貨をはじめとする代位貨幣の流通を前提に、価格標準と鑄貨の金属重量との分離が要請されたのである。その意味では、代位貨幣の流通を前提にしたいわゆる《地金本位制》こそが最も適当な貨幣システムといえるが、さしあたりは銀貨にくらべて一般の商品売買や賃金の支払いにもちいられることの相対的に少ない金貨を唯一の法貨に定め、銀貨を通用限度量の制限された補助貨幣に位置づけることによって、当面の解決をはかったということになるのではなかろうか¹²⁾。

することとを、同一視したというわけではなかった。このことは、市場比価の公定比価からの乖離にともなう銀の地金価格の上昇によって銀貨の流出とともに不完全鑄貨の流通が一般化していたにもかかわらず、彼が銀貨の改鑄を必要とみていなかったことからも明らかであろう。ただ複本位制のもとで、イギリスにおける金銀の公定比価が国際相場にくらべて金に高くなり、それゆえ市場の矯正力は、自由鑄造制によって金地金の価格低下が阻止されるから、銀の地金価格を引き上げる方向に作用するため、あくまで銀本位のもとでの価格標準の安定に固執したハリスは、ギニー金貨の価格の引き下げを主張したのであった。

12) 銀貨による支払いを25ポンドに制限した1774年の「銀貨支払い制限法」以後、イギリスにおいて銀貨は法貨としての地位を金貨に明け渡して、しだいに補助貨幣として

[3] 18世紀経済論争とジェームズ・スチュアート

これまでみてきたように、ロックとニュートンの系譜を継ぐハリスは、1717年の「ニュートンの改革」によって制度化されたイギリスの金銀複本位制が、その制度的に免れえない制約によって、けっして価格標準を不变に維持するだけの安定性をもちえないことを明らかにした。しかしながらハリスは、銀本位から金本位への移行という歴史的趨勢のもつ意味を理解しえなかつたのみならず、《鑄貨本位》という通貨制度そのものがいわば16、17世紀の世界市場への従属段階に形成された慣習的秩序にすぎず、18世紀のイギリスにおける国民経済の自立的展開が、もはやその免れえない制約からの脱却を要請していたことには気付かなかつたのである。これに対して、「不变の度量標準」としての貨幣と「鑄貨としての貨幣」との原理的な区分のうえにたって、独自の代位貨幣（象徴貨幣）論を開いたスチュアート貨幣・信用論こそ、開放体系を維持しながら、同時にこれまでみてきた《鑄貨本位制度》の制約を克服しようとしたものとして、その理論的スタンスの現実性と開明性が指摘できよう¹³⁾。

ところで、スチュアート『経済学原理』の背

の性格を強めていった。その後、1798年には支払い制限にくわえて銀貨の自由鑄造も禁止され、ついで1816年のGold Standard Actにおいて金本位制が制定されたのである。そのもとで、1821年にはそれまでのギニー金貨が廃止され、新たに20シリングのソヴリン金貨が発行されて本位貨幣としての地位を始めたのであるが、それは純度12分の11の1トロイ・オンスの金が3ポンド17シリング10.5ペニスに相当するものとして鑄造されたので、その価格はニュートンの時代に採用されたままの水準であった。

(R. G. Hawtrey, *The Gold Standard in Theory and Practice*, 1927, pp.63–65.)

13) 貨幣を、一般的価値尺度と等価物という二重の属性においてとらえたのは、なにもスチュアートだけでなく、ハリスにおいても同様であった。ただハリスは、その等価物（商品）としての価値規定について、ロックにならい、それにたいする需要の無限性にもとづき「貨幣は流通しているその総量に応じてみずから価値を定める」と、貨幣数量説に依拠していった。(Harris, *An Essay upon Money and Coins*, p.40, pp.66–71.前掲訳、51–52頁、79–84頁。)これにたいしてスチュアートは、貨幣素材が商品として価格（価値）をもつことが、かえって価値尺度にさいして《地金価格の平価からの乖離》や、金銀の《市場比価の公定比価からの乖離》といった制約をあたえることについて詳細に検討し、その矛盾を解決するような通貨システムを提唱したのであった。

景となった18世紀中葉のイギリスでは、初期産業資本と地主との共通利害のうえに展開してきたウィッグの保護主義（後期重商主義）がようやくその使命を終えつつあり、またウォルポールのいわゆる妥協体制のもとでの深刻な政治的腐敗にたいして、広汎な大衆の批判の嵐が吹き荒れていた。こうしたなかで、世界市場でのイギリスの生産力的優位に裏付けられた新たな自由貿易論（経済的自由主義）が、しだいに時代の潮流になりつつあった。ジェイコブ・ヴァンダーリントの『貨幣万能論』(Jacob Vanderlint, Money answers all Things, 1734) やすでにみたジョセフ・ハリスの『貨幣・鑄貨論』、そしてヒュームの『政治経済論集』(David Hume, Political Discourses, 1752)などは、いずれもこうした立場にたってアダム・スミスの『国富論』への道を切り開いた《経済的自由主義》の先駆的著作であったといってよからう¹⁴⁾。

それらはいずれも、保護主義の理論的根拠にすえられた貿易差額説（労働・雇用・勤労差額主義）にたいして、貨幣数量説およびそれにもとづく「正金配分の自動調節理論」を批判的武器にしている点において共通しており、そこにはまた、スミス『国富論』の登場によって克服されなければならない理論的な限界があった。まず、誰よりも地主階級の利害に批判的であったヴァンダーリントは、名誉革命後のイギリスの経済的停滞の原因を、連帶保護制度による人為的な穀物価格一賃金の上昇がもたらした外国貿易における販路の梗塞にあるとして、

14) 稿をあらためて論じなければならないが、スミスの近代的自由主義の源流ともいべきヒューム、ハリスの政治経済思想は、スチュアートが加担した「ジャコバイトの反乱」を背景に、人民の抵抗権よりは平和と正義のコンヴェンショナルな秩序を選好し、名誉革命体制の正統性に根拠をあたえることを課題にして展開されたものである。しかしそのことは、必ずしもウォルポールの政策を支持することにはならず、むしろその保護主義的な貿易政策と、フランスとの戦争遂行にともなう租税負担の増大を批判するものであった。これについては、田中敏弘『イギリス経済思想史研究』、御茶の水書房、1984、121-130頁、隅田忠義「イギリスの党派の考察」（斎藤、田中、杖下編『デイヴィッド・ヒューム研究』、御茶の水書房、1987、所収）、および小林昇『イギリス重商主義研究(1)』（『小林昇経済学史著作集』III、未来社、1976、所収）を参考した。

貿易の自由と土地の耕作の自由を“nature of things”的前提をなすものと論じた。とりわけ彼の、貨幣量（物価）と貿易収支の相関関係の定式化、およびその国民の就業機会や実質賃金における影響にかんする論述は、それまでの保護主義が多かれ少なかれ免れえなかった国民的利己主義から決別し、貿易差額政策にたいする批判にはじめて理論的な根拠を与えたものとして画期的なものであった¹⁵⁾。

また、もともと造幣局の試金官であったハリスは、鑄貨制度についてはすでに指摘したようにヒュームとはことなり、厳格な《重鑄論》にたって銀単本位の擁護と貨幣標準の引き下げに強固に反対した。しかし他方で、貨幣が国内で価格標準として機能するかぎりでは、その絶対量の多少はたんに「貨幣にたいする諸財の名目価値」を引き上げるにすぎず（貨幣数量説）、またその増減も「漸次かつ緩慢」であるかぎりでは国民経済にとって重要な影響をおよぼさないと理解していた¹⁶⁾。「単なる商品」としてのそれは、「世界貨幣」(money of the world) として貿易差額の究極の決済手段に用いられるかぎりで、その量が問題になるにすぎないというのである。しかも、ハリスもまたヒュームとともにヴァンダーリントの所説をうけ、「貿易を行いういかなる

15) J.Vanderlint, Money answers all Things, p.48. (浜林・四元訳『貨幣万能論』、東京大学出版会、65頁。) なお、わが国においてヴァンダーリントの自由貿易論、とりわけ貨幣数量説とむすびついた国際間における貨幣量の自動調節機能論についての、そのヒュームとの異同をふまえながら、はじめて体系的かつ詳細に研究したものとしては、小林昇「ジェイコブ・ヴァンダーリントとイギリス重商主義」（小林昇、前掲書、所収）が唯一のものとして参照されなければならない。

16) ハリスが、固定平価としての貨幣の《価格》と、その不斷に変動する購買力としての《価値》とを明確に区別していたことは、のちのリカードにつづるものとして評価されなければならないであろう。そして後者については、「貨幣の一定量の価値はつねに、かなり正確に、その総計すなわち流通にあるその総量に逆比例するであろう」と、貨幣数量説にそくして理解していた。そこには、「貨幣それじたいは、たんに生産物や財貨の流通のための用具以上の用途をもつものではない」というハリスの基本的な貨幣認識があり、そのかぎりにおいては、ひとしく《重鑄論》を展開したロックが貴金属を商業の目的にする貿易差額論にたっていたのとは、決定的な相違があるのである。(Harris, An Essay upon Money and Coins, p.68, pp.86-87.前掲訳、81-82 98-99頁。)

国民も長いあいだ貨幣に欠乏することはありえず、またその取引につりあう一定量以上の金銀貨を保持することも不可能であろう」と、国際間での貴金属配分の平準化傾向にそくして貿易差額説を批判したのであった¹⁷⁾。

こうした自由貿易論にたつハリスやヒュームの貨幣と市場の理論を直接の批判の対象にしたかぎりにおいては、スチュアートの貨幣的経済理論が、これまで「最後の重商主義経済学」と扱われてきたのも蓋し当然といえよう。たしかに、「ジャコバイトの乱」に加担してブリテンから追放され、ながく大陸に滞在せざるをえなかつたスチュアートが、こうしたイギリスの新しい時代の潮流とは直接かかわりのない所に位置していたといつても誤りではあるまい。しかも理論的にも、これまで多くの指摘がなされてきたように、インダストリに基礎をおく国民経済の自律的な発展構造を論理化するだけの資本蓄積論を欠いたことは、致命的であった。

しかしながら、スチュアートの貨幣・信用論こそ、じつは、スミスが『国富論』で回避したといつても過言ではない、当時のイギリスが避けて通れなかつた通貨制度上の現実的諸問題について、ハリスの《重鑄論》やヒュームの機械的数量説（貨幣中立説）は無論のこと、ペティやスミスの素朴な商品説をも超える、新たな象徴貨幣論の視点から解決しようとするものにはかならなかつた。スミスが、貴金属貨幣や外国貿易にこだわつたハリスやヒュームの理論的枠組とは無縁のところで、はじめから国内市场を対象にした抽象の世界（自然価格論）のなかで、しかも国民経済の発展の原動力としてのartsやindustryにそくした生産的労働の理論（蓄積論）を直截に展開したのとは対称的に、スチュアートは、あくまでスミスが脱ぎ捨てた古い外套にそくして、当面解決されなければならない具体的な諸問題を論じようとしたのである。

すでに貨幣の改鑄をめぐるロックーラウンズの論争のなかで、商品貨幣としての近代的鑄貨

が免れえないいくつかの制度的な限界が明確になっていたわけであるが、その後の「ニュートンの通貨改革」をみてもわかるように、18世紀の初頭までは、いまだ世界市場への適応こそがイギリスの通貨政策の基調であった。ところがこの時代には、それによる制約からの離脱が、あらたにイギリス国民経済の自立的発展にとって要請されていったのである。かくしてスチュアートは、その困難を克服するような新たな通貨システムを、あくまで世界市場とのかかわりから逃れえない現実の開放体系のなかで探ろうとしたのであった¹⁸⁾。いずれにせよスチュアートは、初期重商主義の金属主義の偏見にみちた素朴な貨幣觀とは無縁のものといってよい。むしろこのスチュアートの貨幣觀こそ、とりわけスミスの《金紙代替論》をはじめとする古典派の信用理論のなかに暗黙のうちに受け継がれていった、近代貨幣理論的一面なのではなかろうか。

II 有効需要論と貨幣数量説批判

[1] 貨幣と有効需要

すでに『経済学原理』の第1編のなかで、スチュアートは貨幣について、「純粹にそれ自体としては、……質料的用途を持たないが、それについての人間の意見に基づいて、価値と呼ばれるものの普遍的尺度たりえ、譲渡される物の適當な等価物たりうるという評価を得ている財貨である」と、二重に定義している¹⁹⁾。すなわち貨幣は、商品の相対価値を尺度する度量標準であるだけではなく、「食物や必需品と同等の価値を

18) 後に詳しく検討するように、スチュアートは、当時のイギリスの通貨制度の混乱の原因を、正当にも《鑄貨本位》に必然的な、「価値の一般的尺度」と「等価物」という二つの属性の二律背反にあるとして、「素材的貨幣をいっそ完全にするためには、金属の商品としての性質がそれから取り除かれなければならず、紙幣をもっと完全にするためには、それが金属ないし土地の担保にもとづいて流通させられなくてはならない」(Steuart, Principles of Political Economy; The Works, Metaphysical, and Chronological of the late Sir James Steuart……, vol.2——以下、Principles, Works, vol.2. と略記——p.420) と、ここから両者の二律背反を止揚する通貨制度として、貴金属地金に根拠をもつ代位貨幣の流通や、土地を担保にした信用システムを構想したのである。

19) Steuart, Principles, Works, vol.1, p.42. 加藤一夫、『経済学

17) Harris, An Essay upon Money and Coins, pp.80—90. 前掲訳、92—102頁。

もつ」「一つの新しい欲望の対象」でもあるとされ、「欲望と欲望とを適合させることの難しさが、あらゆる物にたいする適当な等価物である貨幣をおのぞと導入する」というのである。しかしこのことは必ずしも、こうした「等価物」(equivalent)としての近代貨幣を、たんに「物々交換の困難」を開拓するための便宜的な手段として生まれてきたものと規定していることにはならない。それ自身が社会的剩余を体現する一つの奢侈財であり、古くから蓄財の手段にもいられてきた貴金属が、あらたに貨幣性をあたえられるなかで交換の目的になり、それへの人々の無限の欲望が生産力的な効果を發揮してきたことについて、もっぱら交換関係（分業）の拡大という視点から叙述したものと理解すべきであろう²⁰⁾。

むろん、直接の消費対象にならない不朽性と耐久性をそなえた奢侈財として、将来の売却のために保有されるようになるというだけでは、貴金属にたんなる商品をこえた貨幣という新たな規定性を与えることにはならないであろう。「需要という言葉が、つねに商品に関するもの」であり、「貨幣にたいする需要は、為替手形の場合を除けば、けっして需要とは呼ばれない」という、この貨幣の商品にたいする能動的な特性こそ、何よりスチュアートの有効需要論を根拠づけるもっとも基本的な貨幣認識であった²¹⁾。

原理 第1編、東京大学出版会、1980 79頁。

20) 「等価物」と価格標準という二重の定義にもかかわらず、第1、2編では、もっぱら前者の視点から貨幣が考察され、第3編とは論旨の趣を異にしているのであるが、こうした第1編と第3編におけるスチュアートの貨幣認識の相違については、「貨幣の諸機能を並立的にとらえ、それを各編に振り分けて論述したと理解するのは、適切ではない」とした、竹本洋「ジェームス・スチュアートにおける貨幣と鑄貨」（小林昇編『資本主義世界の経済政策思想』、昭和堂、1988、68頁）の指摘が参考されなければならない。ところで小林教授は、「『原理』が近代社会の展開の起点に《全員が自由な》農民社会を想定したことは、モデルの設定という操作のうえでは正当」であるが、「ときとしては右のモデルが人類史一般的モデルと混同」（『小林昇経済学史著作集』、V、243頁）されてしまったことを適切に指摘されている。このことは、「物々交換の困難」から「等価物」としての貨幣を導く理論についてもまた、妥当するのではなかろうか。

21) Steuart, Principles, Works, vol.1, p.154.前掲訳、第1編、221頁。

いわゆる〈鑄貨の起源〉とは別個に、人類は古くから交易において金銀を家畜や布などとともに交換の媒介や富の移転の手段に用いてきたことが、しばしば〈貨幣の起源〉といわれてきた。しかし、そのかぎりでは財と財の対等な交換（物々交換の範囲）をこえるものではなく、われわれはただ近代貨幣の機能的一面をそれらの金銀や家畜などに類推していただけにすぎない。貴金属がすべての商品にたいして能動的な購買力（直接交換可能性）を与えられるようになつたのは、あくまでその重量が価格標準の単位に制度化されてから以降のことといわなければならぬのではなかろうか²²⁾。

こうして、スチュアート『原理』第1編「人口と農業」は、表面的にはたしかに農工の分離過程にそくした近代社会の形成史として展開され、そのなかにおける「最上の等価物」としての商品貨幣の必然性として論じられているとはいえ、しかしそれは、貴金属貨幣の流通にもとづいてはじめて自立した近代の商業社会（commercial society）の存立構造についての、いわゆる「自然法のロマンス」にそくした抽象的表現とみるべきであろう²³⁾。すでに前稿でみたように、「世界貨幣」としての貴金属商品のヨー

22) この点で、スチュアートが『原理』第3編で、貨幣一般の本性を、けっして等価物としての《商品性》ではなく、むしろ商品価値を尺度する観念的度量標準という、いわゆる計算貨幣（money of account）としての一面に置いていたことの意味が理解できよう。だからこそスチュアートは、そこで本位貴金属が「あらゆる財貨の共通の価格（common price）」として「価値とよばれるものの普遍的尺度」たりうるために、いかにして铸造価格としての固定平価が維持されなければならないか、あるいは複本位制のもとで金銀の市場比価の公定比価からの乖離をいかに阻止しうるかという、いわゆる「不变の価値尺度」を実現するための方策について執拗に論じたのであった。

23) そもそもスチュアートの『原理』第1編は、18世紀のヨーロッパにおける食糧の不足と人口の減少をめぐるヒュームとウォーレスとのあいだの論争に関与し、とりわけウォーレスを批判して、農業における剩余の生産も商工業の比例的な拡大をともなわなければ、人口の増加と国民経済の成長にはむすびつかないことを明らかにしようとしたものであった。そのかぎりで、その社会的分業論は、これまで一般的に理解されてきたような素朴な近代社会の形成史などではないのである。このヒュームとウォーレスの人口論争と、スチュアート『原理』とのかかわりについては、川島信義『スチュアート研究』（未来社、1972、115-138頁）を参照した。

ロッパへの大量流入のなかで、いわば自生的に成立したグローバルな《市場秩序》の形成過程を、国民経済的に内面化する論理だったわけである。ここにわれわれは、はじめから世界市場を射程におさめていたスチュアート市場理論（商業社会論）と、三大階級によって構成される一国経済を対象にしたスミス分業論（商業社会論）との決定的な相違をみなければならず、自然価格論に結実していった古典派の労働価値説とは異なる方向で独自の貨幣的経済理論を構築した、スチュアート経済学の方法的視座を確認することができよう。

すなわちスチュアートは、イギリス国民経済をつねに世界市場的連関のなかに位置づけるとともに、何より近代市場を貴金属貨幣を媒介にした一つの固有な《社会的秩序》ととらえたのであり、スミス以降の近代の経済学が「市場」をもっぱら資源の合理的配分機構と位置づけ、それにともなう所得配分の機構を分析する均衡理論としての性格を帶びていったのとは、この点で分岐したのであった。スチュアートが、近代社会においては私的個人の利己的行動を放任するかぎり、「仕事と需要のバランス」や「富のバランス」をはじめさまざまな経済的「不均衡」を免れないとしたのも、けっしていわれてきたような重商主義的偏見などではなかった。海外への流失や国内での退蔵といった商品貨幣に固有の不確実な動向に左右されざるをえない、近代市場に不可避な無規律性（不安定性）についての、きわめて妥当な理解といわなければなるまい。

周知のようにスチュアートは、近代社会を《トレードに導かれたインダストリの体系》と理解し、私的個人の利己心を原動力に、「相互的欲望」の充足というかたちで形成されてきた「自由社会」と位置づけた。そこでは、人々の社会関係が「等価物」たる貨幣との任意の交換をつうじて結ばれ、またこうした貨幣への「自分自身の欲望の奴隸になるがゆえに、勤労にかりたてられる」ような社会であった。こうして『原理』の第1、2編では、貨幣はもっぱら《経済余剰》

を体現する一つの奢侈財として論じられ、近代社会の形成と人々の勤労を促し、抽象的で一般的な富なるがゆえに無限の欲望の対象となるという意味で、「神」とされたのであった。かくしてスチュアートは、「需要する者は与えるべき等価物をもたなければなら」ず、「この等価物こそ全機構の起動力である」として、人々をしてこうした「等価物のために働くもの」を「有効需要」（effectual demand）と呼んだのである²⁴⁾。

ところで、スチュアートにあっては、トレードとインダストリはそれ自体相互依存的に成長し発展するというわけではなく、「ともに第三の原理、すなわちそれと交換にあたるべき等価物を有している人々の剩余にたいする嗜好（taste for superfluity）に依存」しており、「この嗜好が需要を生み」、さらにこの需要が「活動全体の主要な起動力となる」という²⁵⁾。すなわち、有効需要の具体的な扱い手として地主階級を中心とした「富者」（the rich）が想定され、彼らの奢侈的な消費支出こそがフリー・ハンズたる手工業者に就業機会をあたえ、それが農産物にたいする需要を拡大することになるから、その結果、地主の地代収入も増えて一層の有効需要の拡大につながるという、独自な経済循環のシステムを構想していたのであった。

こうして、人々の「一般的欲望の対象」となった近代貨幣の自立的な運動に起因して、それに制約される近代的市場に固有な編成原理を説くべき《有効需要論》が、スチュアート『原理』においては、そのまま地主階級の奢侈的消費に主導された国民経済循環の論理に組み替えられたしまったのである。ここにまた、市場理論としてみた場合の、スチュアート商業社会論の方針的限界があった。

[2] 貨幣数量説への批判

古来より物価と貨幣数量との比例関係を説く

24) Steuart, Principles, Works, vol.1, p.232.前掲訳、第2編（上）、29頁。

25) Steuart, Principles, Works, vol.1, p.231.前掲訳、第2編（上）、27頁。

貨幣数量説は、あくまで貨幣の「流通速度」の短期的な変化を考慮しなくてすむような、きわめて長期の歴史的趨勢についての一つの経験的、結果的な「公準」として広く受け入れられてきたものであり、それ自体は必ずしも誤りとはいえないものといってよい。すでに前稿でみたように、ロックの貨幣数量説といわれるものも、多分にこうした性格のものであった。しかしそれが、ヒューム以降の古典派経済学の展開のなかで、あらたに《貨幣価値》についての因果的な説明の原理に彫琢され、ひとつの《法則》として装いをあらたに再び登場することになったのである²⁶⁾。

スチュアートは『原理』第2編第28章において、さしあたりモンテスキューおよびヒュームを対象に、貨幣数量説についての詳細な批判と検討をくわえた。そこで貨幣認識は、すでにみたように、貨幣を何よりも観念的な度量標準(計算貨幣)であるとするのちの第3編での理解とは基本的に異なるものであった。すなわち、貨幣を市場で販売しうるすべての「労働や商品の代表物(representation)」とみなすヒュームにたいして、何よりも「あらゆる物にたいする適当な等価物」であり、しかもそれは一つの「内在的価値」(intrinsic value)を有し、「土地とおなじ現実的にして真実の富」だというのである。ただ、こうした商品貨幣説の立場からの数量説批判といっても、次稿であらためて論じなければならないが、アダム・スミスのいわゆる《流

26) 貨幣数量説は、経済学史上、さまざまなヴァリエーションを伴いながら現代にいたるまで連綿とその系譜を維持してきているのであるが、それについてはシュンペーターの『経済分析の歴史』(J. Schumpeter; History of Economic Analysis, 1954, pp.311–317, p.708 東畑精一訳、岩波書店、第2分冊652–666頁、第4分冊1474頁)、および三上隆三『貨幣的経済理論の研究』の第5章(有斐閣、1960、177–269頁)における詳細な研究を参照した。またスチュアートが批判の対象にしたロック、ヒュームの数量説について大森郁夫教授は、「貨幣数量と物価との長期的な変化の中にみられる比較静学的な比例性を強調したロック以来の『公理』は、過渡期における短期の動力学的調整過程をそこに組み入れることによって、『貨幣数量の変動はそれに比例する物価変動をひき起こす』と表されるような因果関係を説明する原理に統合され、一つの《理論》になる」と、きわめて適切にまとめられておられる(大森郁夫編『市場と貨幣の経済思想』、昭和堂、1989、109頁)。

通必要量説》とは異なる方向において展開されていったのである²⁷⁾。

まず貨幣数量説について、スチュアートはそれをつぎの三つの命題に要約し、それぞれについて検討する。すなわち、「命題1、価格は貨幣の豊富さに比例する。かくして、紙幣のような擬制的な富の増加であっても、その数量に応じて価格の状態に影響を及ぼす。……／命題2、一国の铸貨や通貨その国のすべての労働と財貨の代表物である。そのため、この代表物の多少に比例して、その比較的大きな数量が、あるいは小さな数量が代表されている物の同一数量に対応することになる。……／命題3、財貨を増加させるとそれは安くなるし、貨幣を増加させると、財貨の価値は高くなる²⁸⁾。」

これらの数量説命題にたいして、スチュアートは、貨幣が一つの「内在的価値」もつ「等価物」であるかぎり、あるいは象徴貨幣であってもそれを一時的に代理するかぎりにおいては、その所有者にとって購買が妥当な貨幣価値の実現であるか否かについて決して無関心でいるわけにはいかないという。そこで、もし「勤労の最小の生産物が国内に存在する全部の正貨にたいして販売されなければならない」とすれば、「貨幣を所持する人々が自分たちのきわめて控え目な欲望を充足するにあたっても所持するすべてを支出しなければならぬし、また国内で見出しうるよりも安い商品を〔海外で〕求めることは決してないものと想定しなければならない」であろうと批判する。むろん商品所有者に

27) スチュアートの貨幣数量説批判について、マルクスは『経済学批判』のなかで、スチュアートこそ「流通する貨幣の量が商品価格によって規定されるのか、それとも商品価格が流通する貨幣の量によって規定されるのか、という問題を提起した最初のひとである」と位置づける。そして、「彼の叙述は、価値の尺度についての空想的な見解や、交換価値一般についてのあやふやな叙述や、重商主義のなごりのためににごっているとはいえ、しかもかれは、貨幣の本質的な形態規定性と貨幣流通の一般的法則とを発見している」(Marx, Zur Kritik der politischen Okonomie, p.173.前掲訳、218頁。)と評価したが、スチュアートの数量説批判と有効需要論とのかかわりについては言及していない。

28) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.94–106.前掲訳、第2編(下)、121–130頁。

ついても、「正貨の総額がどんなにわずかであっても、勤労の最大の生産物が国内に存在するそれだけの正貨にたいして販売されければならぬとすれば」、「勤労者が国外にもっと良い価格を求めることが決してないものと想定」せざるをえないと、その不自然さを指摘したのであった²⁹⁾。

こうして商品貨幣としての近代貨幣の本質を、スチュアートのように、何よりも価値保有手段（奢侈品）としての機能において正しくとらえる限り、国内貨幣量の増減（貿易収支の変動）をそのまま商品価格の変動の原因に結び付けるような素朴な数量説に陥るようなことはありえなかった。いかに多くの貨幣量が国内にあろうとも、インダストリにとってはそれを有効需要たらしめる「富者の消費性向」が問題であり、また実際に流通する貨幣量（有効需要）をぬきに商品価格を規定することは、スチュアートにとっては誤りであった。すなわち、次のようにいう。「一国の鑄貨が売りに出されるインダストリの生産物との比率以下の数量であるならば、インダストリ自体がやむにいたるであろうが、さもなければ、象徴貨幣のような新しいものが、生産物に対する等価物を準備するために考案されるであろう。だが、正貨がインダストリとの比率以上に存在しているものとしても、それは価格を騰貴させる効果を持たぬし、流通に入り込むこともなかろう。それは金庫に退蔵されるであろうが、そこで、それを所持する者の消費の欲求からの呼び出しだけではなく、この呼び出しを満足させようとする勤労者の呼び出しを待たなければならないのである³⁰⁾。」

ここからスチュアートは、「世界のほかの国民と交流をもっているある国民にどれだけの数量の貨幣が存在しているにしても、流通には富者の消費と貧しい住民の労働や勤労とほぼ比例する数量しか絶対に残りえない」と結論づける

のであった。こうしてスチュアート貨幣理論には、消極的ながら、貴金属《鑄貨》本位制のもとで商品と貨幣の自由な輸出入さえ保証されてしまえば、つねに商品と貨幣とが適正な比率で交換されうるような何らかの機構が作用することが含意されていたということになろう。そのうえで、「このような消費の対象たる個々の種類の、〈財貨の〉価値はそれぞれ国の内外の錯綜した諸事情によって決まるのであって、したがって、その比例は国内に現実に存在する貨幣の数量で決まるのではない」と、貨幣数量説は批判したのである。ただ、「正貨が、インダストリの割合を越えたばあいには、それは、なんら価格を騰貴させるという効果はもたず、財宝として保蔵される」だけであるとするこの「流通必要量」の規定が、彼の積極的な有効需要の原理といかに整合的に論じられているかについては、必ずしも明確ではなかった。そしてこれは、平価（貨幣の価格）とは区別される貨幣価値（購買力）の決定原理について、スチュアートが固有に論じえなかつたことに原因するといわなければなるまい³¹⁾。

たしかに貴金属〔鑄貨〕本位制のもとでは、一定量の本位貴金属には各国それぞれ固有な貨幣の名称として、つねに固定された《価格》があたえられるのであるが、その購買力すなわち《貨幣価値》については、あらかじめ定まっているわけではない。それもまた、市場におけるその時々の商品価格の形成のなかで、たえず変化するものといわなければならない。こうして、貨幣と商品との「等価物」同士の交換とはいっ

31) スチュアートは、一応「貨幣の価値と商品の価値との間には、現実的な、ないしは適当な比例は存在しない」とことわったうえで、「それでもなお、どの国においても比例如が定まっているが、これはどのように説明したらよいのであろうか」と自問する (Steuart, Principles, Works, vol. 2, p.79.前掲訳、第2編(下)、104頁)。ただこの「比例」も、結局は商品価格の決定原理として一元的に処理されるにとどまり、「第一次的に必要な品目の標準価格 (standard prices)」に依存し、その「生活資料の標準価格」はさらに「購買せざるをえない人間の数」と「それを購入せざるをえない人間にどの程度の仕事が見いだされるか」という、「二つの重要な事情によって決定される」というだけにとどまったのである (op.cit., p.83.前掲訳、第2編(下)、104頁)。

29) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.96.前掲訳、第2編(下)、120-121頁。

30) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.95.前掲訳、第2編(下)、119頁。

ても、商品価値のみならず貨幣価値もまた、ともに売買過程のなかではじめて社会的に確定されうるものだとすれば、貨幣価値と商品価値の等値関係を前提するような《流通必要量説》は、論理的に同義反復で意味をなさないであろう。それゆえ、何よりも有効需要論を基調とするスチュアートにとって、「流通必要量」といっても、スミスやマルクスの自然価格論（生産価格論）が想定するような、自律的に調整される何らかの均衡基準を意味するわけではない。たんに、財宝として蓄蔵されたり海外に流失することなく、事後に流通に残った貨幣量であり、また国民経済の成長にとって不足するようであれば、象徴通貨の発行などによってでも政策的に捕われなければならない貨幣の供給量であった³²⁾。

[3] 需要供給論の市場観

スチュアートによる貨幣数量説への批判は、たしかに貨幣が「等価物」であり、価値をもつたひとつの商品にすぎないというアダム・スミスにつづる一面をもって出発していた。しかしスチュアートにとって貨幣は、何よりも不朽性と耐久性をそなえてひろく社会的に保蔵されている奢侈財として蓄財の手段であり、その所有者（富者）たちの「意向」に国民経済の発展が左右されるという特殊な位置におかれていた。こうして等しく貨幣商品説といつても、固有の有効需要論を展開したスチュアートと、一般諸商品と貨幣とのたんなる等置関係を想定するだけのスミスとでは、基本的に異なるスタンス（市

32) たしかにスチュアートの叙述には、こうしていわゆる《流通必要量説》につづる表現がみられ、すでに多くの指摘がなされてきたように、それは暗黙のうちにアダム・スミスの『国富論』のなかに受け継がれていった理解といえる。しかしアダム・スミスのそれとは本質的に違い、あらかじめ流通させられるべき「年々の生産物の総額」を前提したうえで事後に流通必要量が調整される機構が、積極的に想定されているというわけではない。そこで、こうした一見すると有効需要論と齟齬するスチュアートの「必要量」の規定について、川島信義教授は、インダストリを稼働させて財の生産と流通を拡大するために、ステイツマンがつねに心がけておかなければならぬ事前の有効需要量の問題として提起されたものであると解釈されておられる（川島信義、前掲書、302頁）。

場観）のうえにたっていたのである。これはまさしく、鑄貨（貨幣）制度の近代化にそくしていわゆる《実際的金属説》にたったスチュアートと、労働価値説にもとづく自然価格論を展開するなかで《理論的金属説》にたっていたスミスとの相違ということになろう³³⁾。

スミスをはじめとするイギリス古典派経済学の労働価値説（自然価格論）では、貨幣を含む商品相互の相対的な交換比率の決定原理について、それを金銀の生産部門をも含む《社会的生産の編成原理》にそくして考察しようとする独自の市場理論を展開した。そこでは、新たな商品として生産される金銀の追加供給分のみが考慮されているにすぎず、それゆえ貨幣価値（購買力）の規定の特殊性については明らかにしえず、ここにリカードにおけるような労働価値説と貨幣数量説とを安易に接合しようとする試みを招来する原因があった。たしかにそのなかで、市場の価格形成機構の問題を〈商品相互の交換比率〉の決定と〈商品と貨幣との交換比率〉の決定との二つの原理に区分して論じうるようになったことは、一つの功績といってよいだろう。そしてスチュアートが、こうした問題の所在に気付かなかったところに、すでにみたような有効需要論と流通必要量説との安易な併存の原因があった。

いずれにせよ、近代市場を貴金属貨幣の流通によって自立性を与えられた一つの社会システムと理解するスチュアートにおいては、当然のことながら価格機構の分析についてスミスとは異なるものとなった。すなわちスチュアートの市場分析は、もっぱら人々の完全就業を維持するような国民経済の成長にたいする諸階級の貢

33) たしかに金銀もまた、いかに本位貨幣に制度的に固定されたとはいえ、商品としてその生産については、いわゆる《利潤率の均等化》機構に参入することにかわりない。ただ一般的の諸商品の場合とは異なり、貨幣の積極的な購買出動による価格形成が、いわゆる限界生産力水準にある鉱山での採掘を規定するというかたちで作用するのである。したがってスミス以降の古典派理論が、いわばその結果だけをとりあげて、商品と貨幣との《等価交換》を設定したのに反して、スチュアートは逆に貨幣の積極的な価格形成機能を、国民経済循環における「富者」の消費欲望の第一義性の問題と理解したということになろう。

献という視角からなされているために、商品相互の相対的な交換比率の決定原理についても、古典派のように生産諸要素（資本・労働・土地）の効率的配分の問題については、はじめから関心の外にあったのである。スチュアートにとって「仕事と需要の均衡」は、あくまで「社会のすべての構成員に食糧や他の生活必需品と雇用を供給する」という彼のポリティカル・エコノミーの究極目標のための、いわばマクロ政策上の基準として論じられていたということになろう。

こうしてスチュアートの貨幣数量説批判は、「需要と競争の原理」にもとづく独自の価格理論へと展開されることになった。すでに周知のように、スチュアートによれば財貨の価格（価値）は、いわば費用部分をなす「真実価値」（real value）と、流通過程で付加される「譲渡利潤」（profit upon alienation）とからなり、それは市場における売り手と買い手の双方の事情によって不斷の変動にさらされるものとされる。そしてそれを決定する主たる要因として、「第一に、評価される財貨の豊富さ」、「第二に、財貨にたいする需要」、「第三に、需要者間の競争」、「第四に、需要者の購買力の大きさ」などをあげた³⁴⁾。しかし結局は、何よりこの需要の「大きさ」にインダストリが依存するものとしたのであるが、ただその場合にも、「需要の漸次的増大は、その性質上供給を増やすことによって、インダストリを促進させる」のにたいして、「需要の急激な増大は、その性質上価格を騰貴させる」だけ必ずしも産業的な繁栄には結びつかないと理解していたことは、「仕事と需要のバランス」（balance of work and demand）にそくして市場と価格を論ずるスチュアート需要供給論の性格を知るうえで、はなはだ興味深い³⁵⁾。

かくして、「インダストリとトレードが順調に進行し」、国民経済がたえず成長し続けるためには、何よりも競争がつねに「両面的」（double

competition）でなければならないといい、そのかぎりにおいてのみ「競争は価格の変動を、買い手と売り手との双方の妥当な利潤（reasonable profit）に適合的な範囲に限定する」というのであった。これに反して、競争が「一面的」（simple competition）になれば、秤皿の振動がバランスの復元力を失うことになり、一方では、適正な利潤の減少によって職人たちが勤労の意欲を失うか、それとも他方では、過大な利潤が「商品の内在的価値と合体（consolidated）」して国内製造業の輸出競争力を減退させ、いずれにせよ国民経済の衰退を余儀なくするというのである³⁶⁾。

このように、スチュアート『原理』における市場と価格の理論は、スミス的な自然価格論とは基本的に異なるわけであるが、しかしそれは、たんに独立小生産者による《単純商品経済モデル》を想定したか、あるいは三大階級によって構成される《資本主義経済モデル》を想定したかの違いによるものとはいえない。スチュアートにとって「妥当な利潤」（reasonable profit）とは、スミスの「自然価格」を実現するようないわゆる平均利潤とは違って一義的には決まらず、ただ「仕事と需要のバランス」という秤皿の振動に復元力を保証するような、ある一定の幅をもった利潤の大きさとして考えられているからである³⁷⁾。それゆえ、商品価格の変動（競争）も、何らかの「基準価格」（standard price）に収束してゆくことが問題なのではなく、そうした「妥当な利潤」の範囲内においてのみ、「人口と

36) Steuart, Principles, Works, vol.1, pp.289–290.p.295.前掲訳、第2編（上）、100–102頁、107頁。

37) 『原理』第2編におけるスチュアートの市場分析と、スミス『国富論』の自然価格論の相違については、大森郁夫教授はわれわれと違い、スチュアートの「妥当な利潤」を「一種の平均利潤の成立」と位置づけたうえで、次のような見解をしめされている。すなわち、「最終需要の変動が均衡価格の決定におよぼすこのようなメカニズムでは、トレードから得られる情報にもとづき各々の予想収益率にしたがって自由に生産量を調整することのできる独立生産者の世界が想定されており、『国富論』の資本主義的モデルのもとで展開された〈自然価格の法則〉とは理論的性格を異にする『原理』の価格論を特徴づけていたのである」（大森郁夫編、前掲書、108頁）と。それは、さらに同氏の「サー・ジェイムズ・スチュアートにおける均衡概念の発見」（早坂忠編『古典派経済学研究 III』、雄松堂、1986）においてより詳細に論じられているが、新古典派モデルにたいするネオ・リカード派（スラッファ）のアプロ

34) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.271–272.

35) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.214–215.前掲訳、第2編（下）、262頁

農業」および農業と製造業とが相互依存的に安定した成長を可能にするというにすぎないのであった³⁸⁾。

たしかにスチュアートは、「住民の諸階級の仕事と配置」とのかかわりにそくして価格規定をおこなってはいるが、しかしそれをミクロ的にインダストリの産業部門への最適配分の問題として論じていると読み込むことは、解釈として妥当しないであろう。そもそも、《需要と供給》のたんなる力学的なバランスの問題としてではなく、あくまで「仕事と需要のバランス」の問題として論じた所以も、こうした雇用と成長のポリティカル・エコノミーとの『原理』の性格に由来するといってよい³⁹⁾。したがって「自由社会」を構成する諸階級についても、スミスのように生産諸用役の提供に対して賃金、地代、利潤といった所得の給付を受ける存在として論じたわけではなく、まずファーマーズとフリー・ハンズの相互依存関係を基礎に、とりわけフリー・ハンズのうちインダストリに従事する下層の人々と、彼らの「労働への需要」を左右する、地主に代表される「富者」の「消費性向」(propensity to consume) とのかかわりのなかで、有効需要にもとづく独自の国民経済循環システ

ーチの対比としては興味深いこうした指摘も、スチュアートとスミスの比較として妥当するであろうか。そもそも「均衡」といっても、スチュアートにおいては、「仕事と需要のバランス」が問題なのであって、いわゆる需要と供給についていっているのではない。

- 38) こうして、スチュアートの市場理論においては、「両面的競争」による「均衡」とはいっても、それ自体がたえずステイツマンの助力がなければ維持されえないようなものとして位置づけられているのであって、古典派の価格理論のように競争をつうじて実現される何らかの《基準》として扱われているわけではないのである。競争が「均衡」を実現するというのではなく、適正な利潤を保証して「両面的競争」が維持されうる状態を「均衡」としてとらえたのであり、そのもとで生産と雇用の安定的で持続的な拡大が確保されうるというのであった。
- 39) スチュアートにおいて「仕事と需要のバランス」はそのまま「富のバランス」(balance of wealth) に連接されており、「住民のさまざまな階級のあいだにおける富の絶えざる変動 (fluctuation) のうえに、公共の富の基礎が築かれる」(Steuart, Principles, Works, vol.2, p.22.前掲訳、第2編(下)、32頁)と、こうして富者と貧者の絶えざる交替のなかにインダストリと就業を維持する独自の機構を設定し、またここにステイツマンの従うべき政策の基準をみていったのであった。

ムを構想していたにすぎなかったのである。

[4] 自由貿易論への批判

スチュアートの『原理』第2編は、すでに多くの指摘があるように、「富国と貧国」の交替をめぐるヒュームとウォーレスとの論争へのかかわりのなかで、「トレードの三段階」論にもとづくスチュアートなりの解答を与えることを課題にするものであった。すなわちスチュアートは、国民経済の「幼年期、壮年期および老年期」に対応させて、「トレードを初期的 (infant)、対外的 (foreign)、および国内的 (inland) なもの」に段階区分し、それぞれの発展段階におうじて採られるべき経済政策の指導原理を示すことにあった⁴⁰⁾。その当時までのイングランドの歴史を「積極的外国貿易」による貿易差額の順調な第二段階にみたてたうえで、高利潤と生産費の「合体」(consolidation) によるコスト・プッシュ・インフレーションが対外競争力の低下の低下をともなって、いずれは第三の国内商業の段階への移行を余儀なくするであろうという危機意識をもっていたのである⁴¹⁾。

ところでこのトレードの第三段階については、『原理』の叙述にそくしてそのまま外国貿易を停止したアウタルキーな経済とみるのではなく、イギリス国民経済の繁栄が外国貿易における貿易収支の順調に依存した段階から脱して、あらたに世界市場を自律的に編成しうるだけの蓄積基軸を形成した段階とみるほうが、むしろ『原理』第3、4編におけるスチュアートの貨幣信用論の実際的な意義をより適確に理解することになるのではなかろうか。すなわち、当時のヨーロッパ諸国に一般的な貴金属（铸貨）本位制には必要な貨幣量の供給において自然的な限界があり、それゆえ産業資本の自律的な蓄積にも

40) Steuart, Principles, Works, vol.1, pp.398–405.前掲訳、第2編(上)、231–248頁。なお、スチュアートの外国貿易論の位置づけについては、渡辺邦博氏の「外国貿易の発展・停滞とシェームズ・スチュアート」(竹本洋編『経済学の古典的世界』、昭和堂、1986) を参照した。

41) Steuart, Principles, Works, vol.1, pp.369.前掲訳、第2編(上)、196頁。

とづく国民経済の成長を制約するものになっていたから、スチュアートはその打開策をあくまで貴金属鑄貨本位の枠のなかで、さまざまな信用供与をつうづる有効需要の拡大策として論じたのであった。

こうしてスチュアートは、外国貿易の停止によって失われるであろう就業機会を回復すべく、有効需要の拡大のための貨幣的諸政策を提示することをみずからのポリティカル・エコノミーの課題にしたのである。しかるに、こうした貿易差額政策の行きづまりにたいする有効な処方箋を、あくまで有効需要論（貨幣的経済理論）の立場から提示しようとしたことから、供給要因にそくした分析（蓄積論）を欠くことになり、その結果、のちに古典派経済学によって凌駕されなければならぬ致命的な難点を残したのであった⁴²⁾。とはいえ、こうしてスチュアートは「トレードの三段階」論のなかで、貿易差額にともなう貴金属の流入にもっぱら依存するような経済成長のゆきづまりの必然性をあきらかにするとともに、きたるべき「国内商業」の段階においてステイツマンがとるべき産業奨励（雇用確保）策として、国内消費を基盤にした有効需要政策の可能性を探ることになったのである。

さて、『原理』第1、2編におけるスチュアートの貨幣と市場の理論は、J.ヴァンダーリントやヒュームの自由貿易論の批判を直接の批判の対象とするものであり、同時にまた安易な貿易差額主義（balance of trade system）にたいしても懐疑的であったという意味においては、たしかにいわゆる《保護主義》の立場にたつものということになろう⁴³⁾。しかしスチュアートが、ヴァンダーリントやヒュームの「正金配分の自動調

節理論」に象徴される市場的均衡論とは無縁であり、また国民経済の安定的な成長にはステイツマンの政策的な介入が不可欠だとしていたからといって、それだけで『原理』を重商主義のアナクロニズムだとするこれまでの一般的な解釈は、はなはだ短絡したものといわざるをえないであろう。その背後には、すでにみたマクロ経済的な視点からの、「仕事と需要のバランス」にそくしたスチュアート独自の市場と競争（均衡）の理解をみなければならないからである。にもかかわらず、もっぱらスミス流の自然価格論にそくして市場をみてきた、これまでの一面的な「経済学」の伝統によって、スチュアートのそれは前近代的な市場理論とされてきたのであった。

ヴァンダーリントやヒュームにおけるような「世界貨幣」の国際移動をつうづる物価と貿易差額のスタティックな均衡分析とは異なり、スチュアートは世界経済をたんなる通貨システムや貿易収支の一面だけからみることなく、国際間の不均衡の原因を何よりもそれぞれの国民経済の産業的な発展段階のズレと跛行性にとめていた⁴⁴⁾。それゆえこうした不均衡が、ヒュームが説くように貴金属の国際移動をつうじて解消されるようなものではないことを、スチュアート

バの改善の原因ではなかった」と、新大陸からの金銀の流入のおよぼした影響（価格革命）には否定的であった（Steuart, Principles, Works, vol.2, pp.140–141.前掲訳、第2編(下)、173–174頁）。こうしてスチュアートは、ヨーロッパにおける近代経済の発展を、あくまでヨーロッパ自身の内部的な要因にもとめようとしたのであり、とりわけ王侯たちによる「新しい奢侈財への嗜好が、新世界の鉱山からよりはわれわれ自身の金庫から、おそらくより多くの貨幣を流通に引き入れた」のだという（Steuart, Principles, Works, vol.1, pp.237–238.前掲訳、第2編(下)、35頁）。これは、「貨幣は流通しなければ存在しないとの同様である」との基本認識にたって、「交易が確立されるようになるのは、鑄貨の量の結果であるよりは、奢侈財への嗜好による」と、何より富者の《消費性向》こそが貨幣を流通に引き入れて国民経済の拡大を実現するのだとする、すでにみてきた独自の経済循環論にもとづく理解であった。

44) ヒュームの貿易差額説批判、すなわち正金配分の自動調節理論についてのスチュアートの反論は次のようなものである。すなわち、「われわれのいう差額は流体を水平ならしめるのではなくて、ある国々で国民全体のインダストリーと営業によってそれが蓄えられ押し上げられるのがいわゆる順なる差額であり、反対に、ほかの国々で国民

42) 蓄積と技術革新は、コストの削減によって貨幣的要因に変化がなくとも利潤の確保を可能にしうるし、またそれによる価格の低下は蓄積にともなう雇用の拡大とともに新たな需要を喚起し、さらなる蓄積を実現しうるであろう。しかしスチュアートの経済循環の理論は、結局のところ、こうした供給要因にそくした成長分析としての資本蓄積論になりえなかつたのである。むろんこの一面だけで蓄積を論じたところに、古典派が「セイの法則」に陥った原因があることはいうまでもない。

43) 近代におけるヨーロッパの商工業の興隆と発展について、スチュアートは、必ずしも「アメリカの富がヨーロッ

は誰よりも熟知していたといつてよい。「トレードの三段階」論は、こうした事実認識のうえにたって、何より重商主義的な貿易政策（貿易差額主義）の限界をあきらかにし、それにかわるあらたな産業政策を提示しようとするものだった。それは、すでにみた「積極的外国貿易」の行き詰まりの必然性の論理のなかに、もっとも端的に示されているということができるよう。

たしかにスチュアートは「富者」の奢侈的消費に主導された経済成長を基本にしたとはいえ、過度の貨幣的富（貴金属）の流入による国民経済の奢侈化は、かえって生産的労働の減少と需要の増大による価格騰貴を招くだけで、国民経済にとってマイナスに作用するともいう⁴⁵⁾。それゆえ、こうした有効需要の拡大政策は、いづれの発展段階においても、すでにみた「仕事と需要のバランス」が維持されるようなものでなければならず、さもなくば急激な価格の変動を引き起こしてむしろマイナスに作用し、国民経済の成長には結びつかないとされていた。ここに、インダストリの繁栄と就業機会の確保にとって、ステイツマンによるきめ細かな《有効需要の管理》こそが何より必要な政策とされていたのである。

こうしてスチュアートは、「すべての国が栄枯盛衰をくり返す」との固有の歴史認識にたって、ヒュームやスマスと同様、彼なりに重商主義の貿易差額政策の限界について指摘したのであった。ただ彼はこの重商主義政策の限界が、たんなる「世界商業」を超えた西ヨーロッパ中枢を産業基軸とする蓄積連環の形成という、資本主義世界経済のあらたな発展段階への移行を背景としたものであることは気付かなかった。いう

全体の奢侈と浪費によってそれが押し下げられるのがいわゆる逆の差額である」としたうえで、「かくして、水平にかんする一般理論が成り立ちるのは、すべての国民が一様に質素で勤勉であると想定した場合、あるいはそれとは逆の性質が同じ割合で混合していく、しかも完全に公開された相互貿易がおこなわれていると想定した場合においてだけである」(Steuart, Principles, Works, vol.2, p.256.前掲訳、第2編(下)、311頁)と、その虚構性を指摘する。

45) Steuart, Principles, Works, vol.1, pp.370-371.前掲訳、第2編(上)、197-198頁。

までもなくそれは、自由な農民や自由な職人および地主と商人からなる小商品生産者モデルの社会を想定したことから資本蓄積論を欠き、したがって国民経済の成長をもっぱら需要要因にそくして考察せざるをえなかった、スチュアート経済学の方法的制約によるものといわなければなるまい⁴⁶⁾。

III 鑄貨と紙券信用の理論

[1] スチュアートの貨幣・信用論

スチュアート『原理』第3編および第4編の貨幣・信用論は、たしかに18世紀中葉におけるイギリスの貨幣制度の混乱と、改鑄政策をめぐるハリスとの論争を背景にして叙述された通貨改革論であり、きわめて時事的な性格の強いものであった。しかし理論的にみても、われわれはその鑄貨〔改革〕論のなかに、古典派一マルクスの流れをくむ従来の素朴な商品貨幣説が見失ってきた、スチュアートのすぐれた《貨幣原理》を読み取ることができよう。そしてそれは、スチュアートにそくしていえば、トレードの第三段階すなわち「国内商業の段階」において、ステイツマンが有効需要政策を遂行してゆくためのあらたな貨幣（通貨）システムの可能性を探るという、すぐれて実践的な一面をもっていたのである。⁴⁷⁾

一方で「世界貨幣」として機能していた貴金

46) こうした有効需要論にもとづくスチュアートの経済循環論は、「悪徳」である奢侈的消費こそが文明社会の富裕を実現するという、マンデヴィルの奢侈論の影響を強く受けたものといえよう。そして、貴金属本位制度のもとににおける商品貨幣（等価物）としての近代貨幣（鑄貨）の独自性にそくした分析にもかかわらず、こうした商品貨幣に固有の無規律的な動向（有効需要）によって市場および産業そして雇用が左右されざるをえないという、近代の経済社会が免れない不安定性について十分展開することができなかった。スチュアートは、こうした《貨幣の無規律性》として論すべきことを、富者の《消費性向の恣意性》の問題に解消したのであり、それは経済循環論の視角からの市場理論の方法的制約によるものといえよう。

47) 竹本洋教授は『原理』第3編の構成について、「貨幣原理の演繹とその大ブリテンへの適用」を扱った「第1部」と、「鑄造料の賦課が外国貿易にあたえる影響について、フランスとオランダの鑄貨制度と関連させて論じられる」「第2部」とに大別されたうえで、「第1部」後半の「1760年当時の大ブリテンの鑄貨（改革）問題」を扱った

属貨幣の意義を十分認めながら、他方では諸国民に固有な風俗・習慣のなかにステイツマンを導く「国民の精神」(spirit of a people) をみようとし、象徴貨幣の流通や紙券信用にもとづく積極的な公共政策の必要について論じようとしたのである。こうして近世以来の貴金属（鑄貨）本位制の制約を克服し、産業資本による自律的な蓄積基軸を形成した資本主義のあらたな発展段階に対応しうる、あらたな近代的通貨供給システムを模索したのであった。それはあえていえば、19世紀初めのイングランド銀行へのいわゆる《発券の集中》のなかで実現されていった近代的信用制度のもとの通貨供給システムを展望したものともいえ、18世紀末から1840年代にかけての「地金論争」(bullion controversy) や「通貨論争」(currency controversy) を準備した先駆的な著作ということになろう。

すでにみたように、18世紀前半をつうづる金銀の公定比価からの市場比価の乖離に原因する銀貨の軽鋳化と不足のなかで、ハリスはロックの《重鋳論》を批判的に継承してあくまで銀本位制の堅持と本位銀貨の名目を維持すべく、ギニー金貨の価格を21シリングから20シリングへ引き下げるなどを唱えた。これに反論したうえで、スチュアートはつきのような対案を提起したのであった⁴⁸⁾。すなわち、金貨の使用の拡大と信用制度の整備という背景をふまえたうえで、さしあたり当面の通貨改革案としては、現在の市場比価（1対14.5）にしたがってむしろ銀貨の

箇所についても、「著者の原理的演繹を尊重する姿勢」が十分にうかがえるとして、従来の『原理』研究のなかで必ずしも体系的な位置づけが十分ではなかった第3、4編研究の再検討へ第一歩を示された（竹本洋「ジェームズ・スチュアートにおける貨幣と鑄貨」、小林昇編『資本主義世界の経済政策思想』、66-67頁、昭和堂、1988）。

48) 1ギニーを21シリングから20シリングに引き下げるというハリスの改革案についての、スチュアートの批判の骨子は、次のようなものであった。すなわち、銀貨をエリザベスの標準に改鋳することなくギニーの価格を引き下げても、「ポンド・スターリングの標準を、現在流通している摩滅した銀貨の平均的比率すなわち平均価値に固定する」だけで、ハリスが意図するように1ポンド・スターリングが法定の1858.06グレインの標準銀、あるいは1718.7グレインの純銀という標準を回復することにはならないだろうという、きわめて妥当なものであった。重量単位の1ポンド・トロイは12オンスからなり、各オンスは20ペニー・ウェイトで、1ペニーが24グレインだから、1

標準を引き下げ、1ポンド・トロイの標準銀をエリザベス以来の62シリングから65シリングに分割することの方が、たとえば鑄貨の大改鋳などによって通貨システムを混乱させることなく複本位制を維持しうる、影響の少ない最も賢明な選択であるとした⁴⁹⁾。そのうえで、つぎに複本位制度そのものの免れえない制約を回避するためには、金銀いずれか一方の単本位制へ移行するか、もしくは、「貨幣単位の標準を両金属の平均値に定めてそれらのいずれにも固着させず、鑄貨を両金属の平均値にしたがって規制し、両金属間の比価に相当の変動がおこるたびに新しい鑄造をおこなうか、さもなくば一方の正貨の呼称を引き上げ他方を引き下げて、貨幣単位を金銀の平均値に正確に維持する」などの方策がとられなければならないことを積極的に提言し

ボンド・トロイは5760グレインからなる。エリザベスの本位では、120分の111の純度の標準銀1トロイ・ポンドが62シリングに分割されたのであるから、価格標準としての1ポンド・スターリングすなわち20シリングには、 $(5760 \div 62) \times 20 = 1858.0645$ で1858.06グレインの標準銀、もしくは、 $1858.064 \times 111/120 = 1718.7095$ で1718.7グレインの純銀が含まれるということになろう。むしろその結果として、実質をもたない軽いギニーが「個数においてボンド・スターリングで流通」するようになり、また「すべての新ギニーの溶解」のみならず「鑄貨がすべて消滅する」とさえいうのであった。（Stewart, Principles, Works, vol.2, pp.348-349。）

49) 1717年のニュートンの改革によって1ギニーが21シリングに公定されたので、金銀の公定比価は1対15.2であった。1668年以来、12分の11の純度の標準金1ポンド・トロイ（5760グレイン）が44.5ギニーに定められたから、1ギニーは $(5760 \times 11/12) \div 44.5 = 118.64168$ で純金118.64168グレインになるであろう。一方21シリングは、1ポンド・スターリング（20シリング）が純銀で1718.7095グレインだから、 $(1718.7095 \div 20) \times 21 = 1804.6449$ で純銀で1804.6449グレインということになる。そこで $118.64168 / 1804.6449 = 1/15.21$ で、公定比価は1対15.2となるであろう。これにたいするスチュアートの提案は、次のような計算のうえにたつものといえるのではなかろうか。すなわち、もし120分の111の純度の標準銀1ポンド・トロイ（5760グレイン）をあらたに65シリングに铸造したとすれば、 $\{(5760 \times 111/120) \div 65\} \times 21 = 1721.3538$ となって、21シリングはあらたに純銀1721.3538グレインを含むことになるであろう。そこで1ギニーをそのまま21シリング（118.64168グレインの純金）に固定するとすれば、 $118.64168 / 1721.3538 = 1/14.5088$ となり、1759年当時の市場比価である1対14.5に一致するということになる。ただしこれは、铸造費がないとした場合において、われわれの考える計算例であるが、『原理』第3編でのスチュアートの計算は必ずしも正確なものではなく明晰とはいえない。（Stewart, Principles, Works, vol.2, pp.333-338。）

たのであった⁵⁰⁾。

ただスチュアートは、貨幣が「不变の度量標準」として「純粹に觀念的な計算貨幣」という本来の機能をはたすためには、貨幣単位の価値が素材価値の変動によってさらされざるをえないよう、貴金属鑄貨という「素材的貨幣」の流通に依存するまでの通貨システム（貴金属鑄貨本位）自体について、根本的に疑問をもっていたのである。そこで、すでにみた「素材的貨幣をいっそ完全にするためには、金属の商品としての性質がそれから取り除かれなくてはならず、紙幣をもっと完全にするためには、それが金属ないしは土地の担保にもとづいて流通させられなくてはならない」という、貴金属《鑄貨》本位制のまぬがれえない二律背反を止楊すべく、「象徴貨幣」(symbolical money)の流通を軸とする紙券信用の理論を「流通の理論」(doctrine of circulation)とよんで展開したのであった⁵¹⁾。

かかる意味で、このスチュアートの貨幣・信用論こそ、ロックおよびラウンズの貨幣金属説のみならず、ヒュームにまで継承された名目説をもふまたうえで、両者の対立を超えるあらたな貨幣理論の方向を彼なりに模索するものだったわけである。それは、鑄貨や地金での支払いが行われずに、もっぱら「銀行貨幣」(フロリコ・バンコ)で信用が与えられ、持ち込まれた金銀貨は銀行貨幣の価値の保証のために地下金庫に保蔵されていたという、当時のアムステルダム銀行の事例にヒントをえたものだという。スチュアートによれば、アムステルダム銀行の「銀行貨幣」は、一方で銀行に保蔵された金銀にその価値を保証されながら、他方で両金属の素材価値の絶えざる変動から解放されて、しかも世界市場で普遍的に流通しうる不变の価値尺度(国際通貨)たりえたというのであった。この銀行貨幣は、各国諸鑄貨をもふくむすべての商品の価値の「觀念的度量標準」として機能し、したがって各国鑄貨の重量や呼称の変更に左右されることなく、ただそれらに含まれる「両金属

の実際の価値に応じて、より多くの銀行貨幣、あるいはより少ない銀行貨幣の価値」をもつものとして尺度するというのである⁵²⁾。

この場合、たんなる一商品にすぎなくなつた金銀「鑄貨」は、固定平価による制約を解除されるのであるから、もはや諸通貨の「共通の尺度」として機能しなくなるであろう。むろん「銀行貨幣」も、金銀鑄貨の一定量と交換されうるとはいえその量はつねに可変で、そのときどきの金銀の地金相場によって左右されるであろう。こうして為替相場における各国通貨の相対的な交換比率は、金銀からは完全に独立した觀念的価値尺度としてのフロリン・バンコを基準にたえず変動するものとされたが、これは何より、当時の国際金融の中心地であったアムステルダムの銀行勘定での振替をつうじて多角的な決済機構が十分に機能するようになっていたことを背景にしていたといってよい⁵³⁾。このように「世界貨幣」としての金銀にかわり、普遍的に通用する「不变の価格標準」(invariable standard)としての「国際貨幣」が機能しうるならば、各国内ではそれを前提にしたあらたな通貨システムが可能になりうるであろう。すでに前稿でみたように、もともと貴金属鑄貨の流通という近代初頭の貨幣システムは、世界市場への参入という对外的要請から各国通貨が一定重量の貴金属に直接リンクされていくなかで、いわばコン

52) Steuart, Principles, Works, vol.2, pp.276-277.マルクスは『経済学批判』のなかでも、スチュアートが実例にあげたアムステルダム銀行のフロリン・バンコの安定性は、「銀行の地下室で惰眠をむさぼっていたためによくふとて完全な重さをもっていた」「スペインのドゥブロン貨幣」の準備にさえられていたことを批判したが (Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, ss.79-80.前掲訳、99頁。)、すでに小林昇教授も指摘するように、それはスチュアートも承知ずみのことであるといわなければならない(『小林昇経済学史著作集 V』、368-369頁)。こうした誤解は、スチュアートが「象徴貨幣」という言葉をその本来の意味ではなく、兌換を保証された《代位貨幣》について使用したことにあるといえよう。これこそまさしくアダム・スミスのいわゆる《金紙代替論》の理論的原型にほかなりまいるまい。

53) スチュアートにとってフロリン・バンコは、近代貨幣における《等価性》と《価格標準機能》とを分離する具体的な事例として持ち出されており、それによってスチュアートは、国内通貨の「世界貨幣」からの相対的な自立を可

50) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.292.

51) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.288.

ベンショナルに形成されたものだったからである。そこでわれわれはつぎに、スチュアートが鑄貨と貨幣の原理的な分析のなかで、貴金属(鑄貨)本位制度にかわる最も合理的な通貨システムとしていかなる貨幣・信用制度を構想し、また資本主義のあらたな展開をふまえたうえでいかなる通貨改革案を提起したかについてみていく。

[2] 貨幣と鑄貨の区分について

すでにみてきたように、『原理』第1、2編においてスチュアートは、貨幣を何よりもまず「等価物」として扱い、しかも土地とならんで不朽性と耐久性をそなえた「最上の等価物」と位置づけることによって、ヒュームの貨幣数量説への批判とともに、有効需要論にもとづく独自のポリティカル・エコノミーを開拓したのであった。しかるに『原理』第3編では、周知のように、さしあたり《貨幣と鑄貨》を峻別することから出発し、何よりも「貨幣」を、「販売品の相対価値を尺度するために発明された、同等の部分からなる任意の度量標準(arbitrary scale)」、すなわち觀念的な「計算貨幣」(money of account)と定義したうえで、「すべての商品にたいして適切で比例的な等価物となりうる」「鑄貨としての貨幣」(money-coin)とは本質的に区別しなければならないと、次のようにいう⁵⁴⁾。

「諸金属がながく貨幣に使用されてきたので、貨幣と鑄貨は、原理的にはまったく異なるにもかかわらず、ほとんど同義語になっている。／それゆえ貨幣を扱う場合に最初になすべきことは、

能にする貨幣信用システムを構想したのであった。もともと素材貨幣(商品貨幣)としての貴金属鑄貨の《等価性》は、それがそのまま「世界貨幣」たりうるための对外的な要請にもとづくものだったからである。しかしこの「世界貨幣」と「国際貨幣」の区分によって、スチュアートはさらに一步進んで、貿易収支の不均衡を単純に国内貨幣量(物価水準)の変動に直結させたヴァンダーリントやヒュームの素朴な《正金配分の自動調節理論》とは全く別の、国際的な基軸通貨を基準にした為替相場における各国通貨の相対価値の決定メカニズムとその調整機構について、それらの原理的な規定を志向するという画期的な一面をもっていたことが窺えるのではなかろうか。

54) 『原理』第1、2編と、第3編におけるスチュアート貨幣論の「論理次元」の違いについて、竹本洋教授は、これ

互いに混同されて主題の全体を不明確にしているこれら二つの概念を分離することである⁵⁵⁾。「計算貨幣は、鑄貨としての貨幣とは全く別のものであり、すべての商品にたいして適切で比例的な等価物となりうる、何か実体(substance)のようなものがこの世になくても存在しうる。」否、むしろ「計算貨幣は、いかなる物体にも固着させることができない。というのも、物体の価値は、他の諸物との関係において、変化しうるからである⁵⁶⁾。」

スチュアートにとっては、貨幣とは何よりもまず「計算貨幣」であり、諸物の価値を尺度するために人為的に「考案」された、「不变の度量標準」(invariable scale)にほかならなかった。すなわち、「それら(度量標準)の標準的な大きさというものは存在しないのであって、人間が習慣によってそれに与えるのが適當と考えられるもの以外には、何も必要がないのである。しかし、一つの部分が決定されるや、度量標準の性質には、何も必要がないのである。しかし、一つの部分が決定されるや、度量標準の性質によって、残るすべての部分は比例関係に従わざるをえない。」かかるものとしては、それ自身が絶えず変動する価値をもつ「物体」(material substance)には固着させえず、したがって「等価物」としての鑄貨とは本質的に区別されなければならないというのであった⁵⁷⁾。こうして、素材貨幣としての鑄貨が「価値尺度(measure of value)とともに代価(price)」として、すなわち、《計

までのようにただ「貨幣の諸機能を並列的にとらえ、それを各編に振り分けて論述したと理解するのは適切ではない」といわれる(小林昇編、前掲書、68頁)。教授の指摘されるように第1、2編は「近代社会の形成を促す欲望と勤労の動因……としての貨幣」について、すなわち奢侈財としてそれ自身が無限の欲望(利己心)の対象になりうる近代の商品貨幣の意義について論じたものであった。しかし、これをうけて第3編では、こうした商品貨幣にのみ生ずる「尺度と代価」の齟齬、すなわち固定平価からの本位貴金属の地金価格の乖離という現実問題について論じたのであって、たんに「商品交換の比率を尺度する貨幣を解説したもの」とするのは妥当ではあるまい。

55) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.270.

56) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.271, p.277

57) 「諸物の価値を尺度する不变の度量標準」といっても、慣習的に与えられた名称にすぎないものとしては、「貨幣単位は(unit in money)、価値のどのような部分とも不变

算貨幣》とともに《等価物》として二重に機能する生ずるさまざまな不都合について指摘し、それらについての詳細な再検討を課題にしたのであった。

たしかに計算貨幣としての貨幣の機能は、均質性・可融性・可鍛性といった素材的特性をそなえて「貨幣の観念的度量標準を実現する最適の物体」に選ばれた金銀によって担われてきたことは否定しえない歴史的事実である。それゆえ、「金および銀が貨幣の役割を正確に果しうるすれば、何か別の価値尺度を導入することは不合理であろう。しかし両金属には、度量標準の機能を果すうえで障害となるような、社会的(moral) および物理的(physical) な不適格性がある」というのであった⁵⁸⁾。このスチュアートのいう「不適格性」とは、第3編、第3章での具体的な分析を詳細にみれば明らかなように、あくまで二つの金属が同時に本位貨幣に制度化されることの不適格性と、その価値が可変であるような金属本位制度の不合理性のことであり、「物理的」には、むしろスチュアート自身がいうように、銀あるいは金は純粹性・可分性・耐久性をそなえた最適の財であることを否定するものではない⁵⁹⁾。

こうしたスチュアートの《貨幣と鑄貨の区分》について、われわれはさしあたりいくつかの問題点を指摘しておかねばなるまい。まず、鑄貨といつても、その素材が何であれ人々の合意にもとづいて流通していた古代や中世の鑄貨と、それに含まれる金属実質に流通性(受容性)の根拠をおく商品貨幣としての近代の貴金属鑄貨とでは、本質的に区別されなければならないであろう。しかも、それらが《個数》においてで

て一定の比率をもちえない、「すなわち、それは金、銀あるいは他のいかなる商品の特定の量にも永続的に固定させることはできない」ことを指摘した。そのうえで、「しかし貨幣単位は、当面のあいだは、確定できるであろう」(Steuart, Principles, Works, vol.2, p.271.) と、できるかぎり貨幣単位と一定量の貴金属との「比率」を固定するような貨幣制度が模索されていることは高く評価されなければならない。

58) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.274.

59) Steuart, Principles, Works, vol.2, pp.282-290.

あれ、あるいは《金属重量》においてであれ、計算貨幣として諸財の価値を尺度するかぎりにおいては、つねに「等価物」としてその持ち手を替えることにはかわりはないのである。ただ、古代や中世の象徴的な鑄貨の場合には、鑄貨の貨幣単位とその素材の価格とはまったく無関係であり、したがってその素材の価格は絶えず変動しうるのにたいして、近代鑄貨の場合には、鑄貨の貨幣名称はそのままそれに含まれる金属量の地金価格になるから、その金属素材の価格はもはや一般的商品のようには変動することなく固定されなければならないのである⁶⁰⁾。それゆえ、「観念的度量標準」としての貨幣が貴金属その他の素材に実体化してその一定量を表現するということが、そもそも貨幣の本質を損なうものであるとするスチュアートの指摘は、これらのいずれの鑄貨の場合にもあてはまならないということになろう。

ところでスチュアートは、「世界の揺籃期から、少なくとも人類の商取引について説明をさかのほらせることができるかぎりで、人類は、貴金属すなわち銀および金を共通の価値尺度として、また譲渡しうるすべての物にたいする適當な等価物として採用してきた」という。そして、「商業が導入(introduction of commerce)される以前の、ひとびとが几帳面なまで正確に価値をはかる必要のなかった昔には、……それらの金属が度量標準としても、またあらゆる譲渡にさいしての代価としても、十分に正確なもの

60) こうしたスチュアートの貨幣および鑄貨の位置づけは、貨幣の本質をたんなる「観念的度量標準」(ideal scale)としての機能のみに限定し、また鑄貨をそのまま近代の商品貨幣に等置するかぎりでは、けっして正しいものとはいえない。いうまでもなく貴金属鑄貨はけっしてそのすべてが商品貨幣ではないのであり、こうした貨幣と鑄貨の区分によれば、古代からあるような商品性のない鑄貨の存在についてはまったく説明できることになろう。貴金属鑄貨が商品貨幣となるのは、自由鋳造制のもとで、本位金属の地金価格が公定の平価(鑄造価格プラス鋳造費)に固定されることにもとづくものだからである。ただこうした貨幣と鑄貨の区分によって、スチュアートは結果的には、それに含まれる貴金属の素材(商品)価値に流通性の根拠をおくような近代の商品貨幣(貴金属鑄貨)の致命的ともいえる難点を、より明確に開示したといつてよい。

として役立った」という。しかるに「商業が導入されて以降、諸国民は、自分たちの利益と自負とを厳密な価値の等式 (nicest equations of value) に換算することを学んできた」ことから、しだいに「これらの金属を、これまでどおり、尺度と代価の両方に利用することが不都合であることが明らかになった」というのであった。そしてここに、あらためて貨幣と鑄貨の原理的区分が必要とされ、それを実現するような貨幣システムが要請されなければというである⁶¹⁾。

それゆえ、この貨幣と鑄貨の区分というスチュアートの問題提起も、すでにみてきたようにいくつかの難点をはらむものではあったが、しかしけしてたんなる貨幣の価格標準としての《観念性》と鑄貨の《素材性》との一般的な対立としてのみ語られていたわけではなかったのである。それは、積極的に評価すれば、素材価値の可変性が度量標準としての貨幣機能の妨げになるような、近代の《固定平価》を前提にする貴金属《鑄貨》本位制度にそくして論じられなければならない問題提起だったわけである。すなわち、1960年代の貨幣の改鑄をめぐるロックとラウンズの論争のなかで、たえざる鑄貨の摩滅および削り取りや、本位貴金属の絶対量の不足による地金価格の平価以上への高騰によって価格標準の変更を余儀なくされるなど、しだいに貴金属《鑄貨》本位制度の欠陥があきらかになっていった。そこでスチュアートは、こうした近代の商品貨幣システムのもとで本位貴金属の《固定平価》を維持してゆくことの困難を、必ずしも適切とはいえないが、素材貨幣（商品貨幣）に一般的な「尺度と代価」の矛盾として表現しようとしたのであった。

[3] 不変の価値尺度

《貨幣と鑄貨の区分》というスチュアートの問題提起は、結局のところ、周知の「不变の価値尺度」の問題に集約されるものであった。商業

取引が高度に進化して債権・債務関係が錯綜する近代市場においては、とりわけ「不变の価値尺度」が要請されるにもかかわらず、一方で素材貨幣としての鑄貨の場合には、その「内在的価値」(intrinsic value) の不安定性を免れえず、他方「象徴貨幣」(symbolical money) の安定性も、「それがつねに実体的な財産すなわち内在的価値に実現できるとは限らない」という欠点によって相殺されてしまうという⁶²⁾。そこでスチュアートは、価格標準の安定性（尺度）と資産価値の保全性（等価）という、これらの二律背反を克服するようなあらたな通貨システムについて模索しようとしたのであった。

ところで、すでにマルクスが『経済学批判』のなかで詳細に批判しようとしたように、スチュアートにおいて《貨幣の価値》と《貨幣の価格》、そして《貨幣単位（名称）》とが必ずしも明瞭に区別されて使い分けられてはいなかった⁶³⁾。ウィリアム征服王いらいの 1 ポンド=20 シリング=240 ペンスという価格の度量単位（貨幣名称）の「比率」の固定性と、エリザベスの《標準》で120分の111の純度の標準銀 1 ポンド・トロイが62シーリングであるという貨幣素材の価格の安定性とが、そしてそれらとかかわりなく絶えず変化する貨幣の購買力（価値）とが、しばしば区別されないままに「不变の尺度」(invariable measure) として論じられたのである。しかし、「つねに等しい価値を維持し、諸物の変動する価値比率のあいだの正確な均衡点でいわば静

62) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.288.

63) 「かれ（スチュアート）は、価値の尺度が価格の度量標準に転化することを理解していないので、自然にまた、度量単位として役立つ一定量の金は、尺度としてほかの金量に関連するのではなくて、価値そのものに関連するものだと信じている。」(Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, s.79.前掲訳、98頁。)これは、「不变の度量標準」という場合に、スチュアートのみならずイギリスでは一般に、“scale”あるいは“measure”が、尺度の《基準》としての“standard”とともに、その単位名としての“unit”という意味でも使用されていたためではなかろうか。ただ、スチュアートが『原理』第3編のテーマについて、①「財の価値を決定する原理」、②「不变の度量標準の有効性」、③「計算貨幣が、一方で価値を、他方で価格をはかるために、いかに正確に用いられるか」にもとめ、《価値の尺度》と《価格の尺度》とを区別していたことは注目に值しよう。(Steuart, Principles, Works, vol.2, p.270.)

61) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.275.

止しているような貨幣だけが、それによって価値が計られる唯一の永続的で等しい度量標準である」というとき、「つねに等しい価値」とは、鑄貨の場合には一定重量の地金価格の固定性であり、象徴貨幣の場合にはその一個あたりの貨幣名称の不变性なのである⁶⁴⁾。

だが、スチュアート『原理』においては、本来の意味での《貨幣の価値》は一切問題にはならず、もっぱら制度的・慣習的に固定された貨幣の価格としての《平価》の安定性のみが、「不变の標準」(invariable standard)として問題にされたわけである。こうしてスチュアートこそ、近代の商品貨幣に固有に要請されるこの《固定平価》の制度的な諸問題についてはじめて体系的に論じた、近代貨幣理論の先駆者の一人として高く評価されなければならないまい。スミスやリカード、そしてマルクスをはじめとする貨幣商品説こそ、ともすればこうした現実の通貨制度上の諸問題についての理論化することを怠ってきたことから、あたかも本位金属の素材価値（地金価格）の可変性を当然のことのように扱い、スチュアートが提起した問題の所在すら明らかにしえなかつたのではないか⁶⁵⁾。

すでにみてきたように、近世から近代にかけて貨幣（鑄貨）が、対外的要請によって、それぞれの国内においても一定重量の貴金属として

64) Steuart, Principles, Works, vol.2, p.276.

65) マルクスは、労働価値論を前提に、《価格標準》それ自体は本位金属の一定量にたいして制度的・慣習的に与えられたんなる《貨幣名称》にすぎず、一般的には《価格の単位名》にすぎないものとして、さほど重要な意味をもつものではないとした。(Marx, Das Kapital; Karl Marx Friedrich Engels Werke, Bd.23, s.113.大月書店版『資本論』、第1分冊、130頁。)しかし価格標準が、貨幣の個数ではなく金属重量を基準にする貨幣（鑄貨）制度の場合には、例えば地金価格の铸造価格以上への上昇は不完全鑄貨の流通を一般化して物価を引き上げ（インフレーション）、価格標準は実質的に引き下げられることになるのである。こうした実質的に進行する価格標準の変動は、デノミネーションのような政策的に行われる貨幣名称の変更とは異なり、すでに形成された債権・債務関係を破壊することになるから、それを阻止する制度的な保証が要請されたのである。したがって1690年代の改鑄論争では、ラウンズはこうした標準の実質的な引き下げに対応すべく、法定標準の引き下げ(devaluation)とそれにもとづく改鑄とを主張したのであった。ロックが、エリザベスの古い標準への復帰にこだわり《重鑄論》にたったことは、こうし

の資格においてのみ流通性を与えられるようになっていた。そのことが、それまでたえずその価格を変動させてきた貴金属に《固定平価》を要請することになったのであった。にもかかわらず現実には、すでにみてきた当時の貴金属[鑄貨]本位制度の制度的な限界によって、それらの貴金属の市場価格の公定価格（平価）からの乖離を生じ、政策当局はこうした《本位貴金属の二重価格》という非合理にたいする対応を迫られていたのであった。自由鑄造制のもとで《貨幣の商品化》が制度化されると、もし本位貴金属の地金価格に変動が生ずるならば、おのずから価格標準の変更を伴うことになるから、ここにスチュアートのいう《貨幣と鑄貨の矛盾》が生ずることになったのである。こうして「不变の価値尺度」の問題は、近代の商品貨幣に宿命的な、本位貴金属の公定相場（平価）と市場価格との乖離の問題といふことがわかる。

すでに前稿で詳細に検討したように、ロックーラウンズ論争の段階においては、この銀の铸造価格と市場価格との乖離が主として削損鑄貨の流通を原因とするものであったことから、論点も、一時的な改鑄にさいしての、有名無実化した旧平価への復帰か、それともあらたな地金価格水準での改鑄（公定標準の変更）かの選択の妥当性につきるものであった⁶⁶⁾。スチュアートは、こうしたロックーラウンズ論争の地平をはるかに超えて、自由鑄造制のもとにおける《固定平価の維持》の困難という、いわば商品貨幣システムの根幹にかかる本質的な問題提起をおこなったのである。すなわち、《貨幣の商品化》こそ、ヨーロッパに大量に流入した金銀の自立的な運動をつうずる世界市場的な連関がそ

た実質的な価格標準の変動のもつ意味を無視した妥当性を欠くものと批判されなければならなかった。ところで、かりに貴金属生産部門もまた《利潤率の均等化》に参入して、社会的に必要な貴金属量が確保されうる市場メカニズムが作用するにしても、それはこうした価格標準の安定性をなんら保証するものではないであろう。

66) ロックーラウンズ論争の意義については、さしあたり拙稿、「1690年代の鑄貨論争とジョン・ロック——イギリス初期経済思想と貨幣学説(1)」(『流通経済大学論集』Vol. 25, No.1, 1990) を参照されたい。

れぞれの局地的な商業を編入していった、資本主義の初期の局面で必然的に要請されたものであるが、しかしそれを保証し維持するための自由鑄造制度は、いずれの諸国においてもけっして完全な姿で実現されることがなかったからである。

まず、これまで多く指摘されてきたが、財政基盤の脆弱なヨーロッパ各王室はしばしば地金の持ち込みに人にたいして鑄貨の額面価格から鑄造税 (seigniorage) を差し引いた額を鑄造価格 (mint price) として渡していたにすぎず、はじめから地金の市場価格ともいるべき鑄造価格は平価としての額面価格から乖離していたといってよい⁶⁷⁾。しかしそれ重要な深刻な問題として、自由鑄造制といつても、近代初頭の国内産業の拡大にともなう通貨需要の増大に苦慮していたヨーロッパ諸国のはんどでは、鑄貨の輸出とともに、その自由な溶解を厳しく制限禁止するという不完全なものであった。そのため、対外的な支払いのための地金需要が増大したさいには、おのずから地金についてはその価格にプレミアムが発生し、しだいに公定平価と地金の市場価格との二重価格がいわば常態化していくのである⁶⁸⁾。さらに、こうした近代ヨーロッ

67) イギリスでは1666年まで、地金の持ち込み人にたいして鑄貨の《額面価格》から《鑄造税》を差し引いた額を《鑄造価格》として渡していたが、チューダー朝の悪鋳期をのぞいて、その鑄造手数料は額面の2.2パーセントから12パーセントのあいだを上下していたといわれる。(Feavaryear, The Pound Sterling, p.12.前掲訳、15頁。) しかし、価格標準が実際に流通する鑄貨に含まれる金属重量に依存する貨幣システムは、当然のことながら、額面価格(平価)と鑄造価格の乖離をもたらすようなこうした鑄造税の廃止を要請することになったのである。それゆえ、鑄造税の存在にもとづいて鑄貨をはじめから実質のない象徴的な貨幣として扱うようなマルクス鑄貨論は、この資本主義成立期における貴金属鑄貨のはたしてきた役割を過小評価することになるのではなかろうか。(Marx, *Das Kapital*, Bd.23, ss.138–143.前掲訳、第1分冊、163–169頁。) これについてスチュアートは、『原理』第3編、第7章で、鑄造税の徵収が物価と為替相場におよぼす影響について考察し、他国(フランス)が鑄造税を徵収するのにイギリスが徵収しない場合にはイギリスにとって不利に作用するときわめて実際的な立場から、再び鑄造税を徵収することを主張した。(Steuart, *Principles, Works*, vol.2, pp.315–324.) ただ、鑄造税については、その率が変動しない限りにおいては、平価は鑄造価格に固定され、物価や為替相場に影響を及ぼすことはないだろう。

68) フェヴィヤーによれば、イギリスであらゆる形態の貴

ペの貴金属鑄貨本位制はいわば自生的に制度化されたものであったから、しばしば複数の貴金属がそのまま貨幣素材にもちいられていた。それに対応すべく、イギリスなどではそれぞれそれらの公定比価を定めることになったが、こうした固定比価は交易関係のあるすべての諸国で一致している場合には容易に維持されても、一般には、いずれか一方の貴金属の国際相場の変動によってそれとは異なる市場比価が形成され、複本位制はいずれ崩壊せざるをえない命運にあったといってよい。

こうしてスチュアートは、『貨幣と鑄貨の峻別』という手続きをへて、近代の商品貨幣システムに固有な固定平価の原則と、通貨システムの不完全性に由来する平価からの市場価格の乖離という現実(本位貴金属の二重価格)について、「価値尺度と等価物との二重の機能の矛盾」という彼なりの方法にそくして詳細な検討をくわえたのであった⁶⁹⁾。そして「不变の価値尺度」の探求という形においてではあるが、あくまで商品貨幣システム(貴金属本位制)の制度的枠組のなかで、固定平価を維持しながら必要なだけの通貨を確保しうるような国内政策について、現代にも十分通用する水準でいくつかの画期的な提言をおこなったのである。

金属の輸出が禁止されるようになったのは、14世紀にはいってからのことであるが(Feavaryear, The Pound Sterling, p.12.前掲訳、15頁。)、ようやく1663年にいたって、外国鑄貨および金銀の地金にかぎってその輸出が認められるようになった。むろんその直接的な要請は、けっしてわれわれが課題とする貨幣制度によるものではなく、東インド会社をはじめとする特権的な商人資本の外国貿易における、対外支払いの必要からの要請によるものであった。

69) 人類は古くから金や銀などの貴金属を鑄貨の形態で貨幣に使用してきたのであるが、たんにそれだけではスチュアートのいうような『貨幣と鑄貨の矛盾』は生じなかつた。しかしそれは、「商業が導入される以前」には「人間が几帳面なまでに正確に価値を計る必要」が「ほとんどなかつた」からだという、スチュアートの指摘する素朴な理由によるわけではない。すでにみてきたように、近世より前には貴金属素材とその鑄貨形態とは本質的に異なるものであり、貴金属鑄貨といえども人々の合意の象徴として流通していたにすぎなかつた。また金や銀などの貴金属それじたいも、古くから対外的に交易にさいしてしばしば支払いの決済(富の移転)手段にもちいられ、いわゆる「世界貨幣」としての機能をはたしてきたとはいえ、そのかぎりにおいて金銀は、いわば負債の代償にその時々

[4] 紙券信用の理論

『原理』第3編におけるスチュアートの貨幣理論は、計算貨幣（観念的度量標準）としての貨幣の本性にそくして、「等価物」としての鑄貨形態が免れえない制約をあきらかにし、資本主義世界経済の成立期に自生的な貨幣秩序として成立したヨーロッパ各国の貴金属鑄貨本位制度の限界を、何よりも国民経済の成長に必要な貨幣供給量の確保の困難にもとめたのであった。スチュアートのいわゆる有効需要の理論の意義も、こうした貨幣史的な背景のなかで、はじめて正当に評価できよう。たしかに、本位貴金属の地金価格の铸造価格（固定平価）以上の騰貴や、金銀の市場比価の公定比価からの乖離にともなう価格標準の変動は、いずれも結局は、ヨーロッパ諸国が不十分な量の本位貴金属しか保有していないかったことに原因するものだった。このことは、とりわけ各国民経済が自律的な成長をとげるようになって深刻な問題となり、そこで17世紀末から18世紀にかけて、H. チエンバレンやJ. ブリスコウ、N. バーボンらの、多くの「土地銀行論者」を生み出したことが知られている⁷⁰⁾。

ところでスチュアートは、それぞれの国内流通を、必ずしも世界市場に一体化したものとし

の市価で譲り渡される一商品にすぎないのであって、価格の不变性を要請されることにはならなかった。かかる意味で、スチュアートが価格の変動をまぬがれえない「世界貨幣」と、国際的に「不变の価値尺度」としての役割をはたしたアムステルダム銀行の銀行貨幣のような《国際貨幣》とを区別して論じていることは、高く評価されなければなるまい。

70) 1694年のイングランド銀行の設立に対抗して提起された「土地銀行」論は、いづれも《貨幣の不足》による利子率の高騰がおよぼす様々な弊害について憂慮し、土地を基礎にした信用創造（紙券の発行）によってトレードの拡大をはかったものとしては、スチュアート信用論の先駆をなすものである。しかしイギリスでは、実際の土地銀行設立の試みが失敗したこともある。18世紀におけるジョン・ローの企てを最後に、ほとんどその勢いを失ったとされる。これらについては、杉山忠平『イギリス信用思想史研究』（未来社、1963）、および田中生夫『イギリス初期銀行史研究』（日本評論社、1966）を参照。またこれらの背景となった、イギリス市民革命期における金融危機については、関口尚志「金融制度の変革——イギリス市民革命における金融問題を中心にして」（大塚・高橋・松田編『西洋経済史講座IV』、岩波書店、1960、所収）を参照した。

てとらえるのではなく、それからは相対的に独立した独自の通貨圏と位置づけ、そこにおいては「銀行券、銀行預金、手形、債権および商人の帳簿」などのさまざまな象徴貨幣が貨幣代替物として十分に機能しうることを理解していた。そこで『原理』第4編では、信用制度について、利子の支払いを基礎に成立する債権・債務関係と理解したうえで、それを資本主義的発展にともなう貨幣の流通必要量の不足をおぎなう通貨システムと位置づけ、「象徴貨幣」の発行にそくした紙券信用（信用創造）の理論を展開したのであった⁷¹⁾。

まずスチュアートは、チャイルド以来の利子率の人為的引き下げ案についてはロックの反対論にくみして、それはむしろ国内の流通貨幣量を減少させて消費を抑制しインダストリを阻害するだけであると、需給によって決定される市場利子率を擁護した。つぎに、こうした「流通の促進」に積極的な役割をはたし、「国内流動を作動させるべくつくられた大エンジン」として機能する銀行について、アムステルダム銀行に代表される「預金の銀行」（bank of deposit）と、銀行券を発行する「流通の銀行」（bank of circulation）とに大別する。そして、せいぜい《帳簿上の信用》によって支払い手段や流通手段の節約に寄与するだけの前者よりもは、あらたな象徴貨幣を創造して積極的に流通手段の不足を補う後者の方を評価したのであった。そしてこの「流通の銀行」のなかでも、とりわけ、さまざまな担保にもとづいて銀行券を発行する「私的信用にもとづく銀行」（banks upon private credit）が、無担保で商業手形を割り引くイングランド銀行のような「商業信用にもとづく銀行」（banks upon mercantile credit）よりも、その信用の堅実さにおいて高く評価された⁷²⁾。

71) 『原理』第4編にそくしたスチュアート貨幣信用論について我国の研究としては、川島信義『スチュアート研究』、第6章—第8章（未来社、1972）がもっとも詳細なものであろう。また、前掲の小林昇編『資本主義世界の経済政策思想』、58—60頁、および大森郁夫編『市場と貨幣の経済思想』、115—121頁も参照されなければならない。

72) スチュアートは、手形割引をつうじて銀行券を発行する「商業信用にもとづく流通の銀行」が成熟した商業社会

それは具体的には、銀行が土地を担保に地主に銀行券で貸付けをおこない、こうして信用を供与された地主の奢侈的支出をつうじてトレードとインダストリが促進されるのであろうと、いわゆる「土地銀行」(land bank) の設立を構想したものであった。すなわち、信用がもっぱら貨幣的現象としてとしてとらえられ、つぎのようないくつかの通貨供給システムシステムが想定されたのである。「……一国の通貨は、つねに、そこで規則的に行われるトレードとインダストリ、消費および譲渡に比例している。その国内にすでにある貨幣がこれらの目的を遂行するのに十分でない場合には、その不足分に等しい不動産の一部を、すでにこう呼んだように、溶解 (melt down) し、紙券のかたちで流通させることができよう。この紙券がその比率をこえて増加するやいなや、ただちに流通していた紙券の一部が債務者のもとに還流し、それはふたたび現金化 (be realized) されなければならない⁷³⁾。」

この場合、銀行の設立時に出資された資本ストックとは違って、担保の土地は、それを銀行が直接に発行する銀行券の支払い準備にあてられるわけではないから、正確には土地の不動産価値が銀行券に「溶解」されるというわけではない。また、こうした銀行券の流通の根拠は、直接には、あくまで銀行の支払い準備にたいする「私的信用」にあるのであって、不動産担保にあるわけではない。むろんこの担保によって、地主に貸付けられた元本だけはつねに保証されるわけだから、年々の利子さえ支払われうるかぎり、この地主と銀行との債権—債務関係は継続され、さらに拡大されうるであろう。しかし、それにともなう銀行券発行量の増大にみあうだけの支払い（兌換）準備の保証が現金のかたち

においてのみ機能しうるのにたいして、「私的信用にもとづく流通の銀行」は、むしろトレードとインダストリがいまだ未成熟な段階の後進的な諸国で設立されなければならない銀行の型としたうえで、その紙券信用の堅実さの視点からロンドンの商業銀行よりもスコットランドの発券銀行の方をあえて評価したことは留意しておかなければなるまい。(Steuart, Principles, Works, vol.3, pp.195-206.)

73) Steuart, Principles, Works, vol.3, p.147.

で銀行にいかざり、地主の受け取った銀行券も、結局は広く一般的に流通することなく銀行に還流してしまうであろう。

こうして、銀行券の流通が貴金属鑄貨の流通と併存している実際の貨幣・信用システムを想定するかぎり、土地を担保にした銀行券の発行（信用創造）とはいっても、やはり本位貴金属による制約をまぬがれないのであり、それをスチュアート自身も十分承知していた⁷⁴⁾。ここに、ジョン・ローのきわめて投機的な発券銀行論とスチュアートの紙券信用論との基本的な相違が見いだせよう。「象徴貨幣」とはいっても強制通用力にもとづく国家紙幣とは異なり、銀行券も一般の流通手形と同じように債務者（銀行）の支払い能力にたいする信用を基礎にしてはじめて流通性をもち、貨幣代替物としても機能しうるにすぎない。「信用の対象は貸付けられた貨幣であり、貸付けの基礎は利子の支払いである。」「信用の本質とは、目にみえ手にふれることのできる支払いのファンドにもとづいて打ち立てられた信頼である⁷⁵⁾。」それゆえ、スチュアートが暗に想定していると思われるよう、たとえば貴金属《鑄貨》本位制からいわゆる地金本位制に移行して金銀鑄貨の流通がみられなくなり、通貨の大部分が銀行券によって占められるようになったとしても、それはあくまで銀行の地下金庫に眠る本位貴金属を補完するものとして流通しているにすぎないのである。

こうしてスチュアートの信用理論は、手形割引きを主たる業務とする「商業信用にもとづく

74) スチュアートは象徴貨幣について、「普通に信用と呼ばれているもの、すなわち鑄貨の形をとっている貨幣のもつもろもろの名称で表示されていて、当事者間の貸借を記録するための手段となっているもの」(Steuart, Principles, Works, vol.2, p.39.前掲訳、第2編(下)、53-54頁)と定義し、一般的には金属鑄貨にたいする請求権として流通するものと位置づけていたといつてよい。そして「銀行券の量が必要な比率をこえるやいなや、それらは停滞して、それらを実現することのできる債務者のもとに還流する」とし「この実現 (realization) は、通常、金属でなされる」が、「なぜならば、金属は世界貨幣であり、土地と同じく現実的で真実の富だからである」(Steuart, Principles, Works, vol.3, pp.175-176.)と主張した。それゆえ、対外関係を捨象しうるとすれば、こうした金属準備は必要ないものと考えていたとも読みとれよう。

75) Steuart, Principles, Works, vol.3, p.320.

銀行」についての十分な考察を欠いたとはいえ、発券銀行による信用創造の理論にもとづいて、近代的信用制度の分析への方向性を明確に志向していたことになろう。スチュアート『原理』においては、遊休資金の社会的な融通関係にそくした個別資本の蓄積機構の分析は視野になく、もっぱらマクロ的な視座から、すでにみてきたような貴金属鑄貨の流通に依存する通貨システムのさまざまな制度的制約をいかに克服するかを当面の課題にしていたにすぎない。したがって、『原理』の貨幣信用論において、信用制度のもつ通貨的な側面のみに絞られて考察されるようになつたのも、蓋し当然の事であった⁷⁶⁾。

結 語

資本主義世界経済は、まず「世界貨幣」としての貴金属のグローバルな流通をつうづる自主的な市場秩序として成立し、それが一つの社会システムとしていわば内部化してゆくなつて、西ヨーロッパ中枢に《自由な商品生産の体制》としての近代市民社会を形成していった。近世から近代初頭におけるヨーロッパ各国の貴金属《鑄貨》本位制は、いわばこうした歴史の所産としての自主的な貨幣秩序であり、その成立過程で、もともとはたんなる貨幣名称にすぎない各国の価格標準が、それぞれ一定重量の本位金属の公定価格（平価）に制度化されていったのであつた。しかしながら、これまでみてきたようにこの自主的な貨幣秩序としての貴金属《鑄貨》

本位制が、いくつかの理由でかならずしも完全な通貨システムとして作動しなかつたことから、地金価格の鑄造価格からの乖離、あるいは金銀の公定比価の市場比価からの乖離などによって、しばしば公定平価を有名無実化してしまつた。それによって、たんなる貨幣呼称の政策的な変更とは違つて、すでに築き上げられている債権・債務関係までも否定しかねないような、実質的に進行する価格標準の変動という、まったくあらたな現象を引き起こすことになったのである。

スチュアートは、こうした近代初頭の西ヨーロッパにおける貨幣（鑄貨）をめぐる混乱と論争の原因を、自主的に制度化された貴金属本位制度のもとにおける「貨幣と鑄貨」の矛盾としてとらえた。すなわち、《貨幣の商品化》のなかで「計算貨幣」（価格標準）と「等価物」という二つの機能を同時に担わざるをえなくなつた近代貨幣（鑄貨）の現実の二律背反構造をあきらかにし、その制約をふまえたうえで、産業資本の自律的な蓄積機構を形成するにいたつた資本主義世界経済のあらたな発展段階に対応しうる、あるべき貨幣・信用システムについて検討しようとしたものである。そこでまず、《原理》第1、2編では、産業社会（市場社会）としての近代社会の形成過程にそくして、貨幣をなによりもます人々の無限の欲望（利己心）の対象である「等価物」と位置づけ、そのうえで第3、4編では、こうした近代貨幣の商品（等価物）性が価格標準の不安定性の原因になるということから、これら二つの機能を矛盾なく両立させうるようなあらたな通貨システムを、独自の象徴貨幣（紙巻信用）論のなかで模索しようとしたのではなかろうか。

ところで、スチュアートの貨幣金属説にもとづく数量説批判は、たしかに一面ではアダム・スミス以降の貨幣商品説の先駆をなすものといつてもよいが、しかしそれは当時のヨーロッパ諸国の《固定平価》と《自由鑄造制》という具体的な通貨事情にそくしたものであり、むしろロック、ラウンズいろいろの貨幣金属説に位置するものであつて、W.ペティからスミスへの労働

76) ところでスチュアートは、「私的信用にもとづく銀行」や「商業信用にもとづく銀行」とならんで「公信用にもとづく銀行」(banks upon publik credit) を構想し、その積極的な公債発行による有効需要の拡大策について論じたため、その財政理論が経済学史上、いわゆるペイパー・マネー・マーカンティリズムと称されてきたのは周知のとおりである。むろんフランスにおけるローの失敗を十分ふまえたうえで、公債利子の支払いにあてるだけの租税収入が確保されるかぎりにおいては、それを財源とする公共支出は民間の遊休資金の活用になるから、「この債務は個人のあいだに流通の新部門をつくりだすが、國の基本財産からはなにひとつ取り去らない」ので、「負担であるよりはむしろ有益である」と推奨したのであつた。ただ、公債の累積による租税負担の増大が、他面では、民間消費の抑制や資本蓄積の阻害になるという、スミス以降の自由主義の経済学が最も危惧した問題については考慮がなされなかつたのはいうまでもなかろう。

価値論の系譜における貨幣商品説（理論的金属説）とは基本的に異なるものであった。われわれはここに、労働・資本・土地からなるもっとも基本的な生産要素の各生産部門への適正な配分機構にそくして自然価格論を展開した古典派経済学と、商品にたいする貨幣の購買手段としての能動的な機能にそくして価格形成と経済成長を説くスチュアート有効需要論との、それぞれの市場分析の方法的な分岐を見ることができたのである。いうまでもなく、貴金属をも含む諸商品の相対価格（交換比率）の決定原理を説くだけの自然価格（生産価格）論のアプローチにおいては、17、18世紀に多くの英知を悩まし続けてきた《価格標準》の問題も、たんなる《貨幣名称の変更》というノミナルな問題につきることになり、その意義が理解されえなかつたのも蓋し当然といえよう。

自由鋳造制のもとでは、過去に生産されて社会に保有（蓄財）された貴金属はすべていつでも市場にでることのできる潜勢力をもつから、その鋳造と溶解をくりかえす無規律的な運動は、価格形成的な市場において諸商品価格の絶対水準を左右することになるであろう。それをスチュアートは、近代の「自由社会」に固有な不安定性と理解したのであった。ただこの不安定性を、もっぱら「富者」の奢侈的消費への性向という恣意性に原因すると理解し、貨幣と市場機構にそくしてあきらかにしえなかつたのであり、そこにいわゆる《経済循環論》にそくしたスチュアートの有効需要分析の方法的限界が指摘されよう。しかしこうした近代的市場の免れえない無規律性、不安定性は、いうまでもなく、貨幣をもたんなる一商品に解消して、市場をもっぱら生産諸要素の効率的な配分の機構という一

面だけで論じた、古典派経済学の自然価格論の射程には入りえないものだったわけである。

スチュアートにとっては、何よりまず、実際に流通する鑄貨の貴金属重量に価格標準が一義的に依存するような当時の不安定な貨幣秩序を改革し、いかにして対外交易と固定平価を維持しながら必要な通貨供給量を確保しうるかが当面の課題であった。そのためには、さしあたり、摩滅や削盜を免れえない鑄貨の重量と固定されるべき《価格標準》とを切り離すことが、何より要請されたのである。こうして、対外的な支払い準備とは別に、国内通貨の「象徴化」が必要であることを、スチュアートはいちばんよく理解していたのであり、まさにアダム・スミスのいわゆる《金紙代替論》の先駆といってよい。こうして、しだいに補助貨幣化していった鑄貨や、それと同じ役割をはたす信用通貨の供給によって、スチュアートは政策的に有効需要を拡大することが可能になると理解したのであった。

かくして、自律的な蓄積にともなう国民経済の拡大深化のなかで、当時の鑄貨本位制度のもとでの貨幣供給量の限界をふまえて、スチュアートが、本位貴金属のいわば代位貨幣として位置づけられた「象徴貨幣」の流通に依拠する通貨システムを構想したことは、高く評価されなければなるまい。それは、「等価物」と「価格標準」という近代貨幣の矛盾する二側面を、いわば制度的に分離するようなシステムにほかならず、地金論争と通貨論争をへて1844年のピール条例の制定にいたるイギリスの金本位制の展開過程の基調は、結果的にみれば、こうしたスチュアートの通貨改革案の延長線上に位置するものであったといえるのではないだろうか。